

平成23年第3回葛城市議会定例会会議録（第3日目）

1. 開会及び散会 平成23年9月12日 午前10時00分 開会  
午後 4時09分 散会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員18名

1番 辻 村 美智子	2番 中 川 佳 三
3番 岡 本 吉 司	4番 春 木 孝 祐
5番 朝 岡 佐一郎	6番 西 井 覚
7番 藤井本 浩	8番 吉 村 優 子
9番 阿 古 和 彦	10番 溝 口 幸 夫
11番 川 辺 順 一	12番 赤 井 佐太郎
13番 川 西 茂 一	14番 寺 田 惣 一
15番 下 村 正 樹	16番 西 川 弥三郎
17番 南 要	18番 白 石 栄 一

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市 長	山 下 和 弥	副 市 長	杉 岡 富美雄
教 育 長	大 西 正 親	総 務 部 長	河 合 良 則
企 画 部 長	田 中 茂 博	市民生活部長	松 浦 住 憲
都市整備部長	石 田 勝 朗	産業観光部長	吉 川 正 隆
保健福祉部長	吉 川 光 俊	教 育 部 長	中 嶋 正 英
上下水道部長	池 田 雅 直	消 防 長	岩 井 利 光
会 計 管 理 者	坂 口 徳 子		

5. 職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	福 井 良 祝	書 記	西 川 育 子
書 記	西 川 雅 大		

6. 会議録署名議員 9番 阿 古 和 彦 10番 溝 口 幸 夫

7. 議事日程

日程第1 一般質問

開 会 午前10時00分

**西井副議長** ただいまの出席議員は17名で、定足数に達しておりますので、これより平成23年第3回葛城市議会定例会第3日目の会議を行います。

議長所用のため、私がかわって議長の職務を行います。よろしくお願いいたします。

これより、日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1、9日に引き続き、一般質問を行います。

最初に、9番、阿古和彦君の発言を許します。

一問一答方式で行われます。

9番、阿古君。

**阿古議員** 皆さん、おはようございます。

議長の許可を得て、私の一般質問をさせていただきます。

私の一般質問は3点です。

1つ目は東南海・南海地震に備えて。

要旨といたしましては、先の東日本大震災の被害を見て、葛城市としての取り組み、備えはということです。

2つ目は、地球環境に優しい葛城市を目指して、これはパート5になります。内容等は継続になっております。

3つ目が、子ども・若者育成支援事業について、これも同じくパート5になります。内容は継続、質問内容になっております。

詳しい質問は質問席からさせていただきます。

それでは、質問をさせていただきます。

ことしの3月11日、今から約半年前、私たちは非常に心痛む映像を目にしました。それは、東日本大震災による津波の被害の映像でした。各局は、その津波を受けた地域の映像をしきりと映し出しました。

そして、今、半年がたって、マスコミはさまざまな検証の映像を流しております。

その当手を思い出してみますと、十数メートルを超える津波が三陸海岸の沿岸都市を襲い、家屋や車や人が流され、押しつぶされていく映像に、だれしものが心を痛めたことを思い出します。

ただ、そのとき、三陸海岸だけではなく、一度だけだったんですけども、私は変わった映像を見ました。それは、東北地方の須賀川市というところの映像でした。

その映像は、内陸部ですので当然、津波の被害ではありません。でも、映像そのものは全く津波と同じものでした。須賀川市の農業用ため池が決壊し、その水が下流域へ流れ出した映像でした。被害そのものは同じく家屋が流れ、人命が奪われました。

東日本大震災では、内陸部の被害はかわらが落ちたり、壁にひびが入ったり、塀が壊れたり、さまざまな被害がありました。通常の震災では大きな被害だと言われるものだったのかもわかりません。でも、余りにも海岸部の被害が大きかったために、私たちはその被害を忘

れていたのかもわかりません。

そして今、考えてみますと、海のない葛城市で私たちは、東日本大震災の教訓として何を学ぶべきなのか、持つべきなのかということです。そのときに感じたのが、一度だけ見た須賀川市のため池の決壊の映像でした。

奈良県は海がなく、葛城市にも海がありません。しかし、雨が少ない地区であるため、ため池が非常に多くあります。そして、山間部にも農業用用水が、平野部にも農業用用水があります。もし、来たる南海・東南海地震の大規模な地震が来て、そのため池が決壊したとしたらどうなるんでしょう。

私は、葛城市の防災計画を読み直しました。平成18年に作成された防災計画です。残念なことに、地震によるため池の決壊の考察はありませんでした。

それを思いますと、地震によってため池が決壊するということは、その当時は想定されていなかったんでしょう。でも、実際にそのような被害が東日本の大震災で起こり、7名もの人命が失われる致命的な被害が起きる。そういうことが起こった以上は、それは防災計画の中の想定事項として、私は策定をし直す必要があるのではないかと感じております。

そのことについて、部長の方から答弁をお願いいたします。

**西井副議長** 総務部長。

**河合総務部長** 阿古議員の質問にお答えいたしたいと思います。

3月の11日に発生をいたしました東北地方の大震災では、多くの方々が被害に遭われたわけでございまして、とりわけ、津波による被害が多かったところではございますけれども、ご質問の中にございましたように、福島県の内陸部におきまして、貯水ダムが決壊をいたしました。その下の集落が流されて、流出されて被害に遭ったと報じられたところでございます。

本市におきましては、ため池が集落の上に位置するところが多いところでございます。本市におきましては、先ほども質問の中にございましたように、平成18年に策定をいたしました地域防災計画があるわけでございまして、ため池の震災対策につきましては、急所的ながら、災害予防計画におきまして、危険が予想されるため池等に対して、ため池管理者等と連携を図りつつ、堤防の斜面に盛り土を行う、ひび割れまたは決壊防止等の実施に努めるとされておるところでございます。

しかしながら、具体的な対策につきましては整備がされておらないところでございまして、先ほどからも話がございますように、東南海・南海地震につきましても、いつ起こっても不思議ではない状況となっておりますところでございます。

このようなことから、市といたしましてはため池の点検マニュアルをため池管理者等に配付をいたしまして、日常の点検管理をお願いするとともに、耐震診断を実施いたしまして、もし漏水等があれば、市当局に通報をいただくとともに、ため池の決壊防止工事に当たるといったため池の保安全管理を重点に行っていきたいと考えているところでございます。

また、一方でため池の決壊が起きたときの被害想定につきましても調査が、これも必要であろうと考えているところでございまして、いずれにおきましても地域防災計画の見直しを

含めまして、調査、検証を行ってまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

**西井副議長** 吉川産業観光部長。

**吉川産業観光部長** ただいま、阿古議員のご質問のため池の防災対策についてでございます。

現在、本市におきまして145カ所のため池がございます。當麻地区につきましては64カ所、新庄地区につきましては81カ所がございます。市内のため池における保全については、昭和29年9月24日付の奈良県条例第38号であるため池の保全に関する条例に基づいて行われております。

この条例は、ため池の破損、決壊等による災害を未然に防止するため、ため池の管理に関し、必要な事項を定めることを目的としたものでございます。

本条例第6条にあるため池の管理者は、ため池の破損、決壊等による災害を未然に防止するために、ため池の管理について、常に必要な措置を講じなければならないとなっております。市内における大多数のため池の管理者は、地元の区、または水利組合、土地改良区となっております。

本市としましては、本条例の禁止行為となっているため池の余水吐の流水の流去に障害となる行為に対しまして、例えば、余水吐のかさ上げなどに対して啓発活動を行っております。また、危険が予想されるため池については、ため池管理者等と連携を図りつつ、奈良県とも協議を重ねながら、決壊防止工事の実施に努めていくものでございます。

また、耐震対策については、ため池の改良事業におきまして、平成12年度より国の指針といたしまして、ため池の耐震設計が基準化をされております。この指針につきましては、レベル1地震度を考慮いたしまして、健全性を損なわないという耐震性能を目標として行われ、安全率1.2以上となるように設計をされております。

今後、本市におきましては、日常の貯水機能を維持するだけでなく、災害を未然に防ぐための異常発見につなげるため池点検マニュアルを作成をさせていただきまして、日常の維持管理において、ため池管理者とも協議を重ねて調査を進めていきたいと思っております。

以上でございます。

**西井副議長** 阿古君。

**阿古議員** 防災計画には確かに、ため池の部分が触れられた箇所が1カ所ございます。それは台風、大雨による浸水の予防という項目の中でうたわれております。今、部長がおっしゃった言葉はまさにその部分の言葉だと理解しております。

通常の大雨の被害その他の考察はある程度、されています。これはまた議論、いろいろあるんでしょうけれども、想定される以上の対応策を採る必要も、多分、その大雨の部分にはあると思います。

ただ、私が申し上げているのは、地震によるため池の決壊、それは通常の大雨による水圧だけではなくて、堤そのほかの土質と言いますか、その部分についてのひずみであったりというものが非常に大きな問題になってきておりますので、その部分の考察を踏まえた中で、防災計画その他を見直す必要があるのではないかという趣旨で質問させていただいております。

す。

若干、詳しく説明させていただきますと、例えば、これは葛城市の防災マップです。これ、市民の皆さんに多分、広報と一緒に配られたものやと思います。そうしますと、この中にまず、ハザードマップというものがあります。ですから、地震が起こったときの揺れやすさであったりとか、危険度であったりとかというものを図にして、このエリアはどういう具合に危険ですよということを示していただいています。それで、実際に地震が起きたらどうしましょうという、こういうマップをつくっていただいています。

ただ、この中で、じゃ、今度はため池が決壊するということを想定した場合に、まず、このガイドマップの中にそういうことを記載する必要があると思います。

従来でしたら、例えば地震があった、揺れた、揺れて家屋等が崩壊する、その危険性があるから避難しましょうという話なんですけども、今度、このため池が決壊するという可能性を踏まえますとどういう形になるかと言いますと、例えば特に山間のため池というのは上の方にあります。そうすると、活断層の地震の場合でしたら、割合と1回によって段差のひずみというのは起こるんですけれども、今回起こっている東日本、これから想定される東南海・南海、東海のプレート性の地震というのは横揺れで、予震、本震、予震とかなりの回数が揺れとして起こります。それは横揺れの地震です。

当然、家屋等の被害は、公共施設等の耐震事業にも伴って、いろいろと対策は進めているところなんですけども、まだその項目の中でため池がない、それでため池が決壊するということをまず、する可能性があるということをまず、市民の皆さんに知らせる必要があると思います。そうすると何が起こるかという、自分の家の上にため池があると、地震が起こったときに、自分とこの家が無事だった、無事でなかったということ以外に、ひょっとしたらため池が決壊するんじゃないかということを前提に避難をしていただける可能性もあります。もし、それは避難しないでそういう事象が起こったときには人命を失う、全てを失ってしまう結果になりますので、そういうことも想定したマップを作成する必要があります。

それともう一つ、気になりますのが、この中に避難所として挙げられている箇所があります。確か、一時避難所として60箇所、広域避難所として13箇所が挙げられております。それもまた検討の対象になるのかなと思います。

まず、一時避難所というのは各大字の公民館、その他があると思います。大字の公民館で例えばその上にため池があるのかないのかということも含めて、それで一番気になりますのが、実は広域避難所の教育施設が非常に大きなため池の、もし決壊すれば直撃をするような場所にあるということです。

従来でしたら、その公共施設、学校施設というのは耐震補強という、例えばそういう対策でいいんですけども、今度、想定するべきため池決壊というものを考察の中に入れますと、果たして耐震補強だけでいいのかという話にもなりかねない。これが昼間の授業中に起こったときにどうなるのか。

映像を見ていると、実は津波なんかもそうなんですけども、地震が発生して、大体10分とか20分とか、30分後に津波というのは襲ってきてます。実はため池の決壊も同じやったん

です。地震が起こってすぐに起こったんじゃないで、20分なり30分のゆとりがあったんです。ですから、そのときの決壊する時間の関係も、その堤の強度にもよるんでしょうけども、例えばそういう地震が起こったときに、学校施設にそのままいるのがいいのかどうかということ、検証する必要がある。そしてなおかつ、仮に本震が起こって避難される方が今いっている学校施設に移動されるということが考えられますので、そして、その後で本震による地割れですとか、ひずみによって、もしくはこれから何回もそれ以降起こるでしょう予震、本震に近いような予震が起こるたびに、本当に、もしその中で決壊するようなことがあったら、行政はその危険エリアに市民の皆さんを誘導するという事なんです。

本来、自宅におられたら被災されないで済んだかもしれない。それが逆に、避難所に誘導することによって人命を失うような被災に遭わせてしまうということです。ですから、そういうことも考察していただかなくては行けない。

ですから、私は、今言っているのは、多分、この防災計画をそういう検証を重ねると根本的な見直しをかけていかないと行けないであろうということです。

当然、ため池マニュアル等、これは主に農水省関係で作成されている部分です。ため池のこの点検マニュアルというのは、通常は大雨等で作成されている場合が多いんですけども、まれに地震に対して考察されているマニュアルがあります。ですから、そういうマニュアルをまず、防災のこっち側のガイドブックを至急に変更の検討をしていただきたいというのが、これは時間が待てない問題やろうと思います。

それで、それと並行して、当然予算的なものが伴いますので、ため池の点検等です。その部分に葛城市単独では当然無理ですので、奈良県全域で多分、この問題というのは抱えると思います。ですから県にも働きかけ、国にも働きかけ、早急にため池のそういう耐震による被害想定その他、検証をしていただきたい。それで、できましたら当然、マグニチュード9クラスの地震が来たときに被害が出ないような、もしくは少なくとも済むような対策を採っていただきたいと思います。

そのことにつきまして、市長の方からご見識をお聞かせ願いたいと思います。

**西井副議長** 山下市長。

**山下市長** 今、阿古議員の方から質問をいただきました。

今回の3.11の東日本大震災は、我々に大きな課題を与えていただいたというふうに考えております。

今まで思いもかけなかったところで、さまざまな被害が起こっておる。また、気がつかないところ、いろんな被害が出ておるということ、これからその検証を今、されているところだとう思いますけれども、それをもとに各対応策、対策ということを考えていかなければならない、まさに阿古議員がおっしゃったとおりのことをも考えていかなければならないであろうというふうに考えております。

1つにはハードの問題、もう一つはソフトの問題がかかわってくるんだろうというふうに私は、今のお話を聞きながら考えておりましたというか思っております。

1つ、ハードの問題というのは、阿古議員がおっしゃるとおり、災害が起こったとき、地

震が起こったときに、すぐに決壊するかどうか、その補強ができていくかどうかということ  
をまず、点検をしていく。その上で、危険箇所があればその改修を行っていくということが、  
1つ、ハードの問題であろうというふうに思っております。

これにつきましては、管理者が地元の各大字であったり、水利組合等になっておりますの  
で、その管理者と協議をさせていただきながら、どのようにしていくのか、県に働きかけ、  
国に働きかけ、この対策について考えていくということが1点。

それと、ソフトの部分で言いますと、先週からこういう議論、やりとりをさせていただい  
ておりますけれども、葛城市44大字の中で、幸いにして38大字が自主防災組織ないしは自警  
団を持っておられる地域になっております。残り、6つにも話しかけて、できるだけ早  
く44大字でこの自主防災組織を持っていただくことで、実質的な災害が起こった場合の避難  
等、避難訓練等も自分ところの地形に合わせた形で、大雨が降った場合には逃げるところは  
ここだと、また、地震があった場合は逃げるところはここだと、場所もまた違うということ  
もあろうかと思っておりますので、そういうことも含めて、まず、地元でその問題について自分た  
ちが考えていただく。それを市が吸い上げさせていただいて、まとめて、それをマップにし  
ていくというような形がいいのじゃないかなというふうに思っております。

実際に、住んでおるのは地元の方々ですし、そこにお住まいの方々がどのような形で避難  
をしていけばいいのか、どこに集まればいいのか、そういうことを踏まえて地元の方々とそ  
ういう問題について話し合わせていただき、それをもとに葛城市の防災マップをつくらせて  
いただくように努力をしてまいりたい、検討してまいりたいというふうに思っております。

**西井副議長** 阿古君。

**阿古議員** おっしゃるように、ハードの問題とソフトの問題があります。

確かに、震災等が起こった後の対応というのは、非常にソフトの部分なんですけども、今  
回の、これは今度は想定外という話にはなりません。ため池決壊というのはもう想定内の検  
証になると思っていますので、そうしますと、避難所の問題ですとか場所の問題です。それはい  
ち早く、変更の検証というか、その作成を始めていただかないといけません。

地震というのは、学者なんかは東南海地震が30年以内に起こる確率は70%やという言い方  
をします。せやけど、私が申し上げたいのは、地震というのは必ず起こるかもしれない。5  
年後に起こるかもしれない。10年後に起こるかもしれない。でも、起こる確率は100%なん  
ですよ。時期がいつになるかわからないだけで、プレート性の地震というのは地殻変動によ  
ってエネルギーがたまるわけですから、必ず起こります。ですから、100%起こるんですから、  
それがいつ起こるかということを考えると、早急にその対策を採るべきであると私は感じて  
います。

おっしゃるように、防災マップの変更をまずさせていただくことによって、市民の意識は変  
わると思います。ため池がある、平地であっても多分、農業用水というのはある一定の高さ  
以上にしていますから、人家よりもある位置が高いですから、確率が高いですから、それが  
何らかの状態が決壊した場合でも、かなりの被害を受ける可能性はあると思います。

ですから、あらゆるため池決壊の部分、私はその部分が欠落していると感じましたので申

し上げたんですが、その部分を防災計画の中に、もしくは防災ガイドマップの中に組み入れていただいて、早急に対応していただくことを強く求めておきたいと思います。よろしくお願いします。

1点目の質問は以上です。

2つ目の質問です。

地球環境に優しい葛城市を目指して、パート5になります。

この質問は、平成19年度から継続的にさせていただいている質問ですので、趣旨その他は省略させていただきまして、前回、答弁いただいております6月議会に同じく質問した中での答弁の中で、葛城市新エネルギー導入検討委員会というものを設置させていただいて、検討を開始いたしておるところでございますという部分と、副市長の答弁の中で、できましたら今年度中に何らかの方向を定めたいなという答弁をいただいておりますので、その進捗状況をお聞かせ願いたいと思います。

**西井副議長** 松浦市民生活部長。

**松浦市民生活部長** 阿古議員の地球に優しい葛城市を目指してのご質問にお答え申し上げたいと思います。

まず最初、ご質問ございました新エネルギーの政策を打ち出す検討委員会ですけれども、6月の13日に開催して、後ほど申し上げますけれども、そういった内容のことについて検討をしてきました。

まず、6月議会において阿古議員がご質問をされました地球環境に優しい葛城市を目指しての焦点の1つになっております太陽光発電に対する助成につきましては、現在、生駒市は1件当たり5万円、大和郡山市では1キロワット当たり5万円で、上限額は10万円、あるいは大和高田市では1件当たり10万円でそれぞれ実施されております。そういった補助金制度がございます。

しかし、この制度より日本有数の太陽光発電パネルを生産する企業を有する葛城市だからこそ、もっと工夫を凝らし、充実した補助制度のあり方の中で、例えば太陽光発電にかかる初期費用、平均約240万円を要しますが、その2分の1程度を補助できる制度が実現できないかを検討してまいりました。

この制度の試みの内容は、経済産業省の新エネルギー導入加速化支援対策事業の採択を受け、新町運動公園南側駐車場に、日量450キロワットないし1,000キロワットの発電を行う太陽光パネルを設置し、その売電収益をもって家庭用太陽光発電整備補助金等に充当する計画を検討いたしました。この施設により算出された電気を売却した財源の一部をもって、安定的に高度な補助制度を実施し、太陽光発電を推進しようとするものです。

それぞれの発電能力を概算設備費で申し上げますと、太陽電池容量を450キロワットで申し上げますと、4億1,100万円に対し、市の負担額が2億3,000万円、1,000キロワットですと8億2,200万円に対し、市の負担額は4億5,000万円となります。また、太陽光発電設備により発電した電力を売電するには、一旦、6,000ボルトに昇圧、つまり電圧を上げる設備を設けなければなりませんので、その費用が約5,000万程度要します。売電収益では1キロワット当た



り40円というものを想定しております、450キロワットですと約2,000万円、1,000キロワットでは3,500万円の売電額を見込んでおります、450キロワットで約2,000万円の売電額をもって補助制度を考えた場合、4分の1の500万円を財源として、各ご家庭に太陽光発電を設置された場合の初期費用に対し、4分の1の60万円の補助をした場合4戸程度、また残りの500万円の財源については1戸当たり50万円程度の同様の設備費用に充当してもらおうとして10戸程度、これらについては無利子融資、10年返済で考えておりました。

売電収益の残り1,000万円につきましては、先ほど申し上げました昇圧設備の投資額の返済に充当しようと考えていたところでした。

そして、毎年売電ができますので、この補助、あるいは融資制度が確立されれば、太陽光発電の設置が市内に普及できるものと思っておりました。そのため、シャープ並びに関西電力との協議、調整を行いました。関西電力から売電を目的とした施設からの買い取り価格は、1キロワット当たり11円11銭との回答があり、計画当初の売電価格1キロワット当たり40円の想定でおりましたので、約4分の1の収益しか望めないということから、この計画を実施することは困難と判断し、中断いたしました。

しかしながら、ご存じのとおり、8月26日に電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法が国会を通過いたしました。法の骨子は、公布日から1年以内に、買い取り価格、買い取り期間は経済産業大臣が決定することとなっており、買い取り価格、買い取り期間のいかによりますとは、実現の可能性もあるかと思っております。

あわせて、6月議会の一般質問において副市長が、長野県飯田市の事例を挙げて答えさせていただいておりますことを、再度お話をさせていただくと、初期費用ゼロで太陽光発電を設置される家庭を30軒募集され、9年間、毎月1万9,000円を支払っていくことで、住宅において太陽光発電を使える仕組みを構築され、実施されたとする内容のことでした。

この事業の取り組みにつきましても参考とさせていただくために、飯田市のお話をお伺いするなどして検討していきたいと思っております。

また、市長もいろいろな事例等も研究しながら前向きに進めていけるように、葛城市独自のエネルギー政策というものを打ち出していけるように努力をしていきたいということをお申しております。

そのことからご理解いただいていると思っておりますが、先ほど申し上げましたように、シャープ並びに関西電力と協議をさせていただきましたけれども、現段階では採算が合わない状況と判断したため中断いたしました。国において制定されようとしております、先ほど申し上げました特別措置法の今後の推移を見守っていくとともに、家庭用太陽光発電整備補助金につきましても、今後も検討をしてみたい、そういうふうな思っております。

以上でございます。

**西井副議長** 阿古君。

**阿古議員** 検討していただいている内容については、今、お聞きいたしましたので、今までの制度の中で、例えばNEDO等が50%、こういうような補助事業であるから太陽光のそういう発電所を設計する。そうすると、当然のことながら家庭の売電価格、4月まで48円やったと思ひ

ます。4月以降が40円、それが売電するという目的の発電所に対しては11円というのは、当初からそういう話があるわけで、私が申し上げたいのは、今言うてはるのは、そういう施設をつくってその原資を、売電した原資を民間のというか、家庭の方が太陽光発電を設置するに当たっての補助金の原資に当てたいという議論というか、話だと思うんです。

私は、ずっと19年から申し上げてきたのは、例えば葛城市にシャープという太陽光パネルの工場があって、それで、葛城市が近隣の市町村、これは全国に実はあるんですけども、一般家庭が太陽光パネルを設置するに当たっての補助金を持っていない。そのことについてそのときにいいんですかという趣旨のことも含めて申し上げてきたんで、例えば原資が、おっしゃっている8億円、ある一定の規模やったら8億円で4億円が市の持ち出しになりますと。せやから、それを持ち出してそういうようなものをつくって、そこから出てくる売電した費用を助成金に充てるんですよというんじゃなくて、もう直接、助成金制度を設置していただけないんでしょうか。

というのが、例えば、8億のうち4億、4億というお金というのは、例えば1件当たり10万円出すと4,000軒です。葛城市の世帯数が1万2,000ちょっとです。それとマンション等を考えますと、そのお金をそういう発電施設をつくる、公共事業に費やすんじゃなくて、ソフト事業として補助金というか、助成金制度で持っていったら、多分、1戸建てのおうちやったら賄える金額と違うかなという気がしますね。

おっしゃってるのはわかるんです。継続的にやれる原資を、それでなおかつ、電力会社への売電というシステムに変更してきている国のやり方、1キロワット当たり何らかの補助というのはいまだに出ているんですけども、各自治体でやっている10万円を20万円に、30万円に、何とか手厚いものにしようというその気持ちはわかるんですけども、まずそこへ持ってくるまでに一旦、各市町村がやっているような形を、家庭への普及の制度をまずやってもらえないかということなんです。それをずっと訴えてきているんですけども、その辺についての見解を、市長の方からお聞かせ願いたいと思います。

**西井副議長** 山下市長。

**山下市長** 阿古議員もおっしゃっていただいたことを踏まえて、いろいろと検討してまいりたいと思っています。

**西井副議長** 阿古君。

**阿古議員** 早い時期にその検討結果をお願いしたいんです。せやから、いつもいつも検討します、検討しますで、それやったら検討やったのはさてはどういうことなんですかということも聞かないといけないわけね。

それで、検討の結果は、今度はいつごろまで、早い時期にと書いてあったのかな。前回は、今年度中にある一定の方向を示しという表現をいただいていたんで、せやから今年度中にその方向性をはっきりと聞かせていただきたいと思います。

これはまた継続質問、いずれまたしていきますので、そのときにその結果を詳しくははっきりとお聞かせ願いたいと思います。

では、次の質問、3つ目について質問いたします。

子ども・若者育成支援事業について、これも継続的にやっております。理事者サイドの方も問題点を人の問題、それと場所の問題ということで、過去何回も話してきておりますので、それ以降の経緯、経過、どうなっているのか、お聞かせ願いたいと思います。

**西井副議長** 中嶋教育部長。

**中嶋教育部長** ただいまの阿古議員のご質問でございます。子ども・若者育成支援事業につきまして、お答え申し上げます。

平成22年4月の子ども・若者育成支援推進法の施行に伴います本市子ども・若者育成支援事業につきましては、関係機関のご協力のもと、平成22年10月7日に葛城市子ども・若者支援地域協議会を設立いたし、11月20日に市民の皆様を対象に、内閣府より青少年支援担当参事官補佐の鈴木和則氏、及び臨床心理士の石田先生などをお招きして、葛城市子ども・若者支援地域協議会記念大会を開催したところでございます。

本事業の現在の状況と今後の取り組みでございますが、平成22年12月より毎週木曜日、午前10時から正午までと、午後1時から午後4時まで臨床心理士及び指導者を配置して、當麻文化会館1階サポートルームにおきまして相談業務を行い、現在、7名の方を対象に、自立に向けたカウンセリング等、継続的な支援活動を実施している状況でございます。

ただ、週1回では相談したくても相談できない、あるいは仕事が休みの土曜日に相談したい等の希望がございますので、今回、この当9月議会で補正をお願いいたしまして、週4回、月、木、金、土曜日の相談業務が実施できるよう、体制を拡大いたしたいと考えております。

次に、今後の取り組みでございますが、現在、電話相談を含め、當麻文化会館の事務所兼相談室で相談業務を行っておりますが、相談場所が1つでは電話相談と面談を同時にできない等の理由で、當麻文化会館の控室を利用しながら相談業務を実施しております。

また、昨年立ち上げました地域協議会の運営を図るため、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者の生活状況の把握や問題点の確認、支援方法の策定や見直し、役割分担の決定及び認識の共有などを目的に、実務者会議を開催いたしました。

また、今後はコーディネーターの役割を果たす人材の配置も検討するとともに、ふたかみ教室を始め、協議会の関係機関とより一層連携を図り、それぞれの意見や助言を反映させ、協議会をより一層、円滑に運営してまいりたいと考えております。

また、関西大学との連携協定により、内閣府より委託事業として、事業実施主体として採択された子ども・若者支援地域ネットワーク形成のための研修会事業として、引きこもり対策や地域臨床、自殺問題など、子ども・若者支援のための幅広い視点での研修会を本市の会場で実施する予定であります。

今後、引きこもりやニート対策についての啓発に一層努めてまいりたいと考えております。

第1回目が7月23日、その後、9月24日、10月22日、11月19日、12月10日のいずれも土曜日に開催いたしたいと考えております。

利用施設についてでございますが、相談や活動場所につきまして、当初、電話相談や相談者との面接及び相談者とのコミュニケーションを図れる場所をどこにするのか、市の各種施設での実施を検討してまいりましたが、最終的に、ふたかみ教室との連携も視野に入れた活

動が考えられるところから、現在の當麻文化会館1階のサポートルームを相談場所とさせていただきます。

しかし、相談業務が増加する状況にあって、相談者との電話対応や落ちついて心を開いて行うべき相談、カウンセリング業務が同時にできない場合が生じるとともに、今後は将来、社会へ出るための学習や訓練を実施し、他の相談者とのコミュニケーションが図ることができる場所も必要になってくると考えるところから、本事業の充実にふさわしい施設の確保、整備については、既存施設活用の可能性も含め、具体化に向けた検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**西井副議長** 阿古君。

**阿古議員** もう問題点の方は正確に把握していただいていると感じています。それで、現場の皆さん方は非常に熱心にやっつけていただいているということも理解しております。その中で、やはり今後の課題の部分です。認識していただいていますので、できるだけ早くその解決に向けてしていただきたい。できましたら、いち早くお願いしたいと思います。

常にお願しているのはそこなんです。ですから、いつごろぐらいまでにそういう課題の克服に至るのか。その時期、具体的な、もし検討ができるようでしたらお聞かせ願いたいと思います。

**西井副議長** 山下市長。

**山下市長** いろいろと課題も阿古議員、認識をしていただいていると思っております。しかしながら、具体的にその相談を受ける場所等について、これは限られた施設の中で回していかなければならない、確保していかなければならないということでございますので、これから相談の人数の状況等も踏まえながら、確保できるように努力をしてみたいというふうにお答えをするしか、今のところございません。

しかしながら、何が問題があるのかということとは十分に認識をしておりますので、この話の中で中心になっていただいております石田先生等、しっかりと先日から相談をさせていただいて、お話をさせていただいておりますので、いろいろと相談をさせていただきながら、できるだけ前向きに努めていけるように努力をしていきたいと思っております。

**西井副議長** 阿古君。

**阿古議員** これも今回で5回目になる質問なんですけども、いつからやりますねという返事をいただけることを期待して、今後、非常にまた前向きな言葉をいただいておりますので、それを期待して次回も多分、一般質問させていただくことになると思いますけども、よろしく願います。

3点、以上で私の一般質問は終わりです。どうもありがとうございました。

**西井副議長** 阿古和彦君の発言を終結いたします。

次に、5番、朝岡佐一郎君の発言を許します。

一括質疑方式で行われます。

5番、朝岡君。

朝岡議員 公明党の朝岡佐一郎でございます。ただいま、議長の許可をいただきましたので、私の一般質問を行わせていただきます。

私の一般質問は、一括質疑方式を選択しておりますので、この壇上におきまして質疑を行ってまいりたいと思います。

先ほどの質問にもございましたように、先の3月11日東日本大震災の発災により、多くの方々がお亡くなりになられ、今なお、仮設住宅等で暮らしておられる多くの被災をされた方々に対し、深く哀悼の意をささげますとともに、心からお見舞いを申し上げるところでございます。

また、さらに先日の台風12号の紀伊半島豪雨災害における県下市町村を始め、被災地各方面で土砂災害等の災害で、被害でお亡くなりになられた方には心からお悔やみを申し上げますとともに、現在において避難所等、被災をされておられます多くの方々に対し、お見舞いを申し上げる次第でございます。

1日も早い復旧、復興を心から願うところでございます。

さて、この間、東日本大震災の被災地に対する政府の対応について、未曾有の大震災に対して復旧、復興の対策をスピード第一で取り組むことであります。

3月11日の大震災発生後、私ども公明党国会議員団は、いち早く被災現場に足を運び、現地議員とともに連携し、現地調査を実施、3月の22日には政府に対し、復旧、復興に関する緊急要請を行ったところでございます。

そして、その内容を実施するために必要な第1次補正予算案の早期提出を、政府に強く求めたにもかかわらず、国会に提出されたのはなんと震災から48日後の4月の28日。これでは余りにもスピードが遅すぎるわけでございます。現場感覚のない民主党政権の対応は、何をやるにしても後手に回り、迅速な対策を何も打てないのが実態であります。

第1次補正予算が成立をいたしましたのは5月の2日、第2次補正予算が成立したのは7月の25日です。政府の対応は余りにも遅く、スピード感がなさ過ぎるところであります。現場感覚のない民主党政権の対応は、何をやるにしても後手後手で、迅速、的確な対策を何も打てなかったということが、この6カ月間の民主党政権の実態であります。

1995年1月17日に発生した阪神・淡路大震災の復興基本法は、1カ月余りで成立をいたしました。6月20日に成立した東日本大震災復興基本法の内容も非常に弱く、復興の推進力にはならないと指摘されたものであり、東日本大震災からの復興へは、国は主体者である市町村を強力に支援する、復興支援策を具体的に示した今年度の第3次補正予算の早期成立を、新たなリーダーであります野田新総理大臣始め、執行部は与野党合意のリーダーシップを発揮して、地域の希望を実現する復興の期待が望まれるところでございます。

このたび、本議会は、被災地への復興支援と自治体の防災行政に対する課題と、今後の対策、これを主題に、東日本大震災で発災をいたしました岩手県陸前高田市へ議会全員研修を実施し、山下市長を始めとした行政職員の方とともに視察へまいりました。私自身も、今なお目に焼きついた被災地の光景には、現在においても心の痛む思いでございます。

9日の一般質問においても市長からご答弁がありましたように、当該行政職員がみずから

の危険を顧みず、最後まで市民の命を守る行動で殉職をなされたことなど、このたびの甚大な災害で最後まで職責を全ういたした行政職員に対して、多くの国民が評価をし、また、その行動に対し、哀悼の念をささげるところでございます。

対応いただいた陸前高田市の市長始め担当職員の方々が説明いただいた中で、今、申し上げましたような勇気ある行動にもかかわらず、多くのとうとい人命が奪われる結果となり、未曾有の災害時においては、いわゆる自助、共助、公助の中、公の助けである公助は平常時に対して、その機能が著しく低下をしてしまうことが、改めて知らされたことでございます。

阪神・淡路大震災発災当時でも、多くのメディアが報道いたしておりましたように、今回の発災に対しても、自助、共助のスクラムが多く命を助け、心の痛みを分かち合いながら、共に勇気づけ合い、前向きに現実に向き合って生きる、希望をともに新しい生活へと築かれていく。その役割は自治会であり、それを側面的に支援するのが当該行政であることが、またも大きな犠牲を払った中で示されたと私は感じております。

今回の研修を受け、改めて本市における災害時の対応策を多様な災害による被害をいかに減らし、減災対策を常日ごろから備えなければならないことを思いとどめさせていただきたくてございます。

そこで、本市がこのような多様な災害に対し、減災対策の現状と今後における課題を幾つかの観点からお尋ねをしてみたいと思います。

まず、先ほど来、申し述べさせていただきましたように、大きな災害の発災時、避難救助等、各自治会組織における態勢の整備が重要であることは示しているところでございますが、葛城市においては、各大字における防災用具、減災用備品、行政当局としての現状の把握、そしてまた支援策をお尋ねをいたしておきたいと思っております。

次に、発災時における対応として、防災倉庫が設置をされているところでございます。

このたびの台風12号による豪雨災害でもご承知おきいただいておりますように、孤立集落とライフラインが寸断をしたような状況下を想定したとき、この防災倉庫、減災対策としての備品、設備等の状況をお示しを願いたいと思っております。

次に、過去においても多くの議員の皆さんがご提言をいたしておられますように、本市の防災放送設備について、お尋ねをいたします。

先の陸前高田市にあっては、市内全域にわたって防災行政無線装置が配備をされておりましたが、発災時にはその基地局である庁舎みずからが罹災をしたことで全く機能が働かず、住民への連絡網が途絶えてしまったことが報告をされておられました。

本市においては以前から指摘をいたしておりますように、有線放送による防災放送を配備し、各行政から連絡手段を確立しております地域と、防災行政無線による地域と2つの機能によって、現在まで管理をいただいております。

現状の使用機器管理において基地局、その現状管理体制についてお伺いをさせていただきます。

次に、6月議会において、我が公明党の川西議員が質問をさせていただいたと思っております。被災者支援システムについて、再度お尋ねをいたしたいと思っております。

このシステムについては、ご承知おきいただいていますように、阪神・淡路大震災直後に兵庫県の西宮市で開発をされ、このたびの東日本大震災被災地においても導入が進み、円滑な罹災証明書の発行などに役立てております。

被災者の生活再建に向け必要となる膨大な行政事務を効率的に行うことにより、災害発生時では住基のデータをベースに被災者台帳をつくり、家屋の被害、避難先、犠牲者の有無、口座番号、そして罹災証明書の発行状況など、一元的に管理をし、氏名などを端末に打ち込めば被災関連情報を瞬時に見つけ出すことのできるこのシステムであります。

川西議員さんのこのシステム導入に対する質疑の答弁では、早急に検討をいたしたい、このような旨でございました。その後における状況についてお伺いをいたしておきたいと思っております。

次に、陸前高田市でも多くの被災者が避難をされておられました広域避難所の件でございます。先ほどの阿古議員も質疑をされておられました。

この地域では、その避難者の利用者数、最大1万人を超えて、最大時では市内で84カ所の避難所が運営をされたと聞いております。その多くは学校施設、公共施設、各公民館等であり、とりわけ学校、体育館、公共各施設には多くの被災者が3月の発災時から、最高8月中旬まで仮設住宅等の完成の間、生活をなされていたことを伺っております。

被災者の生活再建に向けて大きな役割を示す避難所の運営について、その安全性が第一に問われるところでございます。本市の広域避難所における現状の耐震状況等、構造状況について改めてお示しを願いたいと思っております。

最後に、この議員全員研修におけるもう一つの視察研修の目的でございました災害、地震等における地域の文化財の防災対策についてであります。

研修では、本年6月に世界文化遺産に指定をされました岩手県平泉町の文化遺産に対する防災対策等を伺ってまいりました。

幸いにして、この平泉の文化遺産においては大きな被害も発生しなかったところでございますが、日ごろから防災、減災に対する取り組みについては、平泉文化遺産センターが主体となって、行政当局や文化財所有者が一体となって対策を講じているところが伺えたところでございます。

それでは、本市においても数多くの国宝、重要文化財を所蔵する寺社が所在をする文化財のまちとして、これまでの減災対策の現状、そしてまた今後の課題について、また、古文書等を預かり保管管理をする市内にございます歴史博物館の防災対策についてもお伺いをさせていただきます。

質問は以上でございます。関係部局におかれましては明解なご答弁をよろしく願いいたします。

なお、再質問は質問席からさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

**西井副議長** 河合総務部長。

**河合総務部長** 朝岡議員のご質問にお答えいたしたいと思っております。

災害に備えての減災対策ということでございました。

まず1点目の各大字の防災用具、また防災用備品等の活用主体の市としての状況把握についてでございます。

自主防災はあくまでも地域住民みずからが自主的に行う活動としてとらまえておりまして、用具や備品の状況把握はいたしておりませんが、大字が防災活動等を実施する場合に要する経費、また消防ポンプ等の維持管理に係る経費につきましては、地域住民みずからが行う自主防災活動を実施する場合に要する経費、内容といたしましては防災訓練、市が行う防災に対する施策への協力及び連携、また防災に関しての必要な活動、防災施設の維持管理ということございまして、消火栓、河川等の水利管理及び地域防災活動に要する経費等々につきまして、安全安心まちづくり事業補助金を交付をいたしているところでございます。

2点目の減災対策にかかわりまして、備品、設備等の見解ということございまして、災害発生後におきます対応物品につきましてのお尋ねでございます。

飲料水、非常食、発電機、チェーンソー、エンジンカッター、ブルーシート、簡易トイレ等の物品につきましては、新庄庁舎の北倉庫、旧南都銀行の倉庫、それから磐城児童館の西倉庫、それから當麻庁舎の西倉庫、それから當麻の幼稚園の北倉庫ということで、市の防災倉庫に備蓄をいたしておるところでございます。

特に非常食や飲料水については5カ年計画を持ちまして備蓄をいたしておるところでございます。

また、対応機材につきましては、NPO法人のコメリ災害対策センター等と緊急物資の供給協力に関する災害時応援協定を締結をいたしておりまして、産業機械器具、日用品、冷暖房機、電気用品、トイレ関係等が供給できることとなっておりますところでございます。

その他、緊急時の応急対応業務といたしましては、市の建設業協会、奈良県の電気工事の工業組合と協定を締結をいたしておりまして、緊急時の対応をお願いをいたしておるところでございます。

次に、3点目でございますけれども、防災無線、有線放送設備の基地局に対する防災対策ということございまして、台風や地震等の自然災害の発生時におきます防災の行政無線設備、有線放送設備の基地局に対する使用管理についてでございますけれども、防災行政無線の基地局につきましては、當麻庁舎2階に設置をいたしておるところでございます。

防災行政無線につきましては、停電時におきまして非常電源を確保することで放送は可能でございまして、各家庭に設置されております個別受信機についても電池が入っていて維持管理されている状況でございましたら、外に持ち出してもラジオと同じように放送を聞くことは可能となっておりますところでございます。

また、非常持ち出し用の可搬型の親局の装置を備えておりまして、装置を持ち出し、非常電源と接続することで市の放送に限り、使用が可能となっておりますところでございます。ただし、非常用の持ち出し装置につきましては、固定用に比べましてアンテナが低いということから、電波の届く範囲が制限されるものと思っておるところでございます。

一方、有線放送設備でございますけれども、主電源につきましては、停電時に備え、新庄庁舎の自家発電装置とも接続をされておりまして、庁舎が停電になったときでも使用は可能と



なっておりますのでございます。

しかしながら、地域での停電や関西電力の電柱及びN T Tに共架をいたしております架空配線が切断した場合には使用できないということが、心配な面があるわけでございます。

それから、次に被災者の支援システムの検討についてということでございます。

被災者の支援システムにつきましては、阪神・淡路大震災の際に西宮市の職員がみずから試行錯誤を繰り返しましてシステムを構築し、実践で利用されたものでございました。地方自治情報センターの地方公共団体業務プログラムライブラリーに登録され、その後、総務省より全国の自治体に無償で提供をされておるところでございます。

被災者支援システムにつきましては、災害者の台帳、それから災害者の家屋等の台帳を中核といたしまして、6つのサブシステムから構成をされておるところでございます。現在では、全国的な利用を図るため、オープンソースを駆使した必要最小限の機器、ソフトで稼働するよう改修が加えられまして、より利用しやすい状況のものとなっております。

市におきましては、平成22年ごろから災害時支援システムの検討を図りまして、災害時要援護者の対応など、関係部署との協力を重ねておるところでございます。本年、情報推進課でこの被災者支援システムを仮の環境利用をいたしましてセットアップを行い、試行的に利用テストを実施し、検証を行っているところでございます。

以上でございます。

**西井副議長** 中嶋教育部長。

**中嶋教育部長** ただいまの朝岡議員のご質問にお答えいたします。

災害に備えての減災対策ということでございますが、広域避難所の耐震状況はということでございます。

広域避難所につきましては、市内7校の体育館と市民体育館、新庄スポーツセンター、當麻スポーツセンター、いきいきセンター、コミュニティセンター、ゆうあいステーションの13カ所が指定されております。このうち、市内7校の小学校でございますが、新庄小学校の体育館が昭和61年2月の建築、忍海小学校の体育館が平成4年2月の建築、新庄中学校の体育館が昭和57年2月に建築された建物でありますので、新耐震基準の建物となります。

また、平成23年4月現在におきまして、新庄北小学校の体育館、當麻小学校の体育館につきましては、地震補強工事は終了しております。残る磐城小学校と白鳳中学校の体育館でございますが、磐城小学校の体育館が平成24年度、白鳳中学の体育館が平成25年度に地震補強工事を終了する予定となっております。

残りの公共施設につきましては、當麻スポーツセンターとコミュニティセンターが、昭和58年建築の建物でありまして、新耐震基準の建物になり、市民体育館と新庄スポーツセンターにつきましては、旧耐震基準の建物となります。

なお、東日本大震災において学校の体育館の天井材が落下するということがございましたが、葛城市の体育館、先ほど申しました小学校等の体育館におきましては、鉄骨の構造部材

が見える状態でございます。石こうボード等をつり下げた状態で天井材を張っている体育館ではございませんので、天井材の落下等の危険はないと考えております。

ご質問いただいております広域避難所の耐震についてでございますが、学校の体育館は新市建設計画に基づきまして、地震等の災害から子どもたちを守ることが最優先との考えから、先に学校施設の耐震化に取り組んでまいりましたが、その他の施設につきましても、地震等の災害発生時の応急避難場所としての役割を果たすよう、学校の耐震補強工事の終了後に、施設の耐震化に向け、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

続きまして、ご質問の文化財の減災対策の現状と今後の課題ということでございますけれども、国宝、重要文化財を数多く所蔵する當麻寺におきましては、平成19年から平成21年度の3カ年におきまして、防災設備改修工事が実施され、先に着手された防犯設備とともに火災等の災害に対する備えとして、消防設備の充実が図られております。また、重要文化財博西神社におきましても、自動火災報知器が設置され、年次点検も行われるなど、火災に対する防災設備関係は整えられ、維持管理も適切に行われております。さらに、重要文化財の仏像を所蔵する寺口の置恩寺や、新在家の高雄寺においては、火災等の災害から重要な文化財を守るための収蔵庫式宝物館が境内地内に建てられ、文化財もその中に収蔵され、保存処置が講じられております。

ただ、市内の文化財のうち、建造物は長い年月を経ていることから、決して耐震に対する強度が十分でない場合が多く、また、市内の重要文化財の多くは信仰の対象でもあり、木造建築物の本堂内に安置されている例がほとんどであることから、災害への影響は大きいと考えられます。しかし、このことは私たちの身近な日常生活の中で大切に守られる意義ある文化財としての性格もあり、減災のために設備的に施行困難な場合もございますが、市民みなんで大切なみんなの文化財の意識を高めるなどの文化財保護啓発活動を続けていくことが、今後とも必要と考えられます。

いずれにせよ、文化財の減災対策は、歴史遺産の保全を政策目標とする本市としても重要事項でありますことから、国、県の指導も仰ぎ、協力も得ながら文化財所有者ともより効果的な減災対策について話し合うなどして、検討してまいりたいと考えております。

また、古文書等でございますけれども、葛城市内の古い記録を伝える古文書等については、災害による毀損、消失から守るために防火等の設備の整った場所に保存することが望ましいと考えられることから、市の歴史博物館では、ご寄託、ご寄贈の申し出があればお預かりし、大切に保存するなどの対応をさせていただいているところであります。

市民等の皆様からお預かり、またご寄贈いただきました古文書等の資料は、耐火耐震構造の整った歴史博物館の収蔵庫内に保管いたしており、津波、洪水等の水害を除き、地震、火災等の災害からの大きな影響はないと考えられます。

しかしながら、古文書には個人等の情報が多く含まれることから、博物館にお預けになる所有者が今のところ、まだ少ないのが現状でございます。

以上でございます。

西井副議長 朝岡君。

朝岡議員 ただいまは総務部長並びに教育部長には、詳細にわたってのご答弁をいただきまして、まことにありがとうございました。

再質問は、基本的には市長並びに教育長にご答弁をいただくということにいたしまして、まず、河合総務部長のご答弁の中で、現在、各大字における防災備品等の詳細な用具の保管については把握をしておらない、このような内容でございました。

また、ご説明がございましたように、用具等の購入についての助成をする交付金等の経費のあり方については、さまざまご説明があったところでございます。

本年度から、各大字への交付金のあり方が見直されていまして、一括交付金として助成をされていく制度運営になるわけでございますが、このたびの台風12号の災害でも明らかになりましたように、災害の多様性によっては道路の寸断や河川の決壊、家屋、電柱の崩壊等々で、先ほどご披露いただいた防災倉庫の中の保管、備品等を披瀝していただきました。しかしながら、やはりその道具等を運搬も含めて地元の防災組織、またその隣組が、まず第1次に救助や避難をするという過程において、その大字組織が中心となって、その共助の活動に対し、その核となる行政当局が、その大字の中の備品や用具の減災対策については把握をしていないということは、少し驚いたところでございます。

区長さんにお任せするというだけではなくて、積極的にもう少し防災に対する認識を整理をするという必要があるのではないかと思います。行政当局のこれからの管理体制について、再度、問いたいとこのように思うところでございます。

防災放送設備についても、現状における対策や課題については伺ったところでございますが、基地局の罹災や地域の電柱の共架配線が切断したときは無線、有線放送ともに使用ができない。基地局が罹災をしたときは當麻庁舎にある親局が罹災をするというようなことで持ち出し可能というお話もありましたけども、非常に使用頻度が低下をするということで、この間、市長は国のユビキタス事業等々における、総務省の国庫補助対象が不採択になったということで、今後、デジタル防災事業も多くの財源が必要になる。今後、さらに検討を重ねていく必要があるというご見解を、さまざまなお示しをいただいております。

このたびの大震災等の被害を想定して、いわゆる億単位に費用がかかる、防災放送設備を今後、発災時においてその使用効力が失われないこと。また、送受信の双方から通信手段がとれる設備である。このようなことが前提にご検討をいただくべきではないかと、このように思っております。ご所見をお伺いをしてまいりたいと思います。

被災者支援システムにおいては、現状、仮のサーバーをテストとして環境下、使用を検証中であるというご答弁でございました。

今回の震災後、改めてこのシステムの導入の機運が非常に高まっております。大震災があった東北3県では、30以上の自治体が、既に導入をしておるということでございます。

また、全国各地でも約140の自治体が既に導入をされておる。災害時の業務の円滑化のためにも、平常時にしっかりと検証を重ねていただいて、導入事例等の情報を採り入れて、開発

に向け、協議をさらに重ねてお願いをしたいと。奈良県では、いち早く平群町が導入をされたと伺っております。

さて、広域避難所における現状の対策と課題、また、本市に点在する文化財等、所蔵を管理する防災減災対策については、中嶋教育部長からご答弁をいただいたところでございますが、貴重な文化財を後世にも引き継いでいくために、ご答弁がありましたように、国、県、そして文化財所有者と今後よく連携を取りながら、効果的な減災対策を講じていかれることを望んでおきたいと思っております。

また、歴史博物館における管理、保管については、その安全性をもっと理解いただいて、また、啓発活動等を通して、市民等各位から信頼をされた重要な書籍、諸物の毀損や消失を防ぐためにも、一層の運営を期待を申し上げるところでございます。

市内の広域避難所は13カ所ございますということでしたが、そのうち、各小中学校の体育館が指定をされている。その耐震状況は先ほどお示しいただいたように、極めて高い耐震率で推移をしている。25年度中には全ての小中学校の体育館が耐震補強が整備をされる、このように伺ったところでございます。

公共施設の体育施設については指定されているわけですが、ここは少し、耐震性に問題があるわけでございます。財政的な問題も含めて、今後の対策が議論をされるところでございます。

先ほど来、申し上げますように、災害時には多くの被災者が応急避難場所として利用をする役割を果たす施設であります。今後国、また県の動向を見据えた上で、早期に安全対策が着手できるよう、体制づくりの整備を願うところでございます。

このたびの台風12号、豪雨災害において、被災をされた各住民の皆さんに対して、避難所への指示やまた勧告、このような発令がなかなかおくれたと、このような報道がマスコミ等でも今、騒がれているところでございます。

先ほどの質疑にもございましたけども、災害に対しこの避難の指示、また勧告等々の発令に対する、やはり行政としてマニュアルなり、シミュレーションなり、そういったことを明らかにされておられると、このように思いますけれども、この件についても市長からご所見をお伺いしておきたいと、このように思います。

最後にもう1点、先ほど来、学校の施設における避難所等の役割については、東日本大震災の発災時でも示されたように、学校の授業時に発災をした状況であります。今後、多くの識者が想定をしております東南海・南海地震の発生は予測される中において、学校開校時に発生することも考えていくべき事情であると思われま。

児童・生徒における安全の確保、災害の対応マニュアル、教職員への対応、関係父兄への対策、現状において本市の状況や今後の課題について、教育長からご見解をお伺いしたい、このように思うところでございます。

再質問は以上でございます。教育長、市長のご見解をお示しをお願いいたします。

**西井副議長** 大西教育長。

**大西教育長** 今、再度ご質問いただきました学校へ登校しておる間の子どもの身の安全への学校

の対応ということでございます。

この震災が起きて以後、ことし、新年度を迎えまして学校長とは、今まで、学校には防災計画等々、いろんな場面を想定したものがございます。今回は特に地震ということについても、大きく再度、見直しをし、それぞれ学校としてもう一度、計画を練り直すということのお願いをし、今、おおよそ各校、そういう計画の見直しをして、私ども、一応、いただいているところでございます。

今後、これはまた市内、幼稚園も含めまして、校長あるいは教頭等、具体的な、もう少し統一的なものを早急にきちとしたものをつくっていかなくちゃならないというふうに思っております。

ご質問の学校在校中の状況につきまして、先ほど耐震等々のことも答弁いたしました。一番、市内で安全な場所というのが学校でございます。地震が起これば当然、まず子どもの命と身の安全を確保するということが一番、学校でとどめ置くということが一番、考えることだというふうに思っております。

ただ、学校で予震等も考えられますし、また一番難しいのが子どもの家、自宅も含めまして市内全域の状況がわかりませんので、このあたり、安全をどう確認するかということが、一番、学校にとっても求められるところだというふうに思っております。

まず、そういう状況の中で、子どもたちをどう保護者に引き渡していくのかと、そういうことも考えなければなりません。

今後、震度、例えば5以上、こういうような場合には学校でとどめ置きをして、保護者、直接学校にお迎えに来ていただいて子どもたちに帰宅させるとか、こういうようなこともルーティン化しなくちゃならないというふうに思っております。

学校在校中につきましては、先ほど言いましたように、一番、子どもたちの安全な場所です。この面でもここですばらくは安全を確保するということがいいかというふうに思っておりますが、問題なのは登校中、下校中、さらには地域、戸外での遊び生活の場合に、そういう突然起こる地震に対して、子どもたちにどうそこから安全を確保するかという、そういう石巻の例もございました。そういう震災が起こったときに、安全をみずからどう確保するかという、これは子どもたちの問題だけではございません。大人も同じだと思いますけれども、今後、学校教育の防災教育の中でこれをどのような教材をつくってそういう意識を育てていくのかという、こういう非常に難しい問題だなというふうに思っています。

教職員につきましても一定、震災ということについての対応マニュアル、きちとしたものをつくりながら、市の防災課等々も連携しながら、万が一起こった場合の対応につきましては、教職員と共通理解を今後、図ってまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

**西井副議長** 山下市長。

**山下市長** 朝岡議員の質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、各大字で防災の備品を確保しておられることにつきまして、その把握を全市的にやっていくべきではなかろうかということでございます。各大字懇談会に回らせていただいた

ときによく出てくるお話で、備品等を購入して、そういう倉庫もしていきたいとか、また、山麓地域より上のところには防災倉庫がないので、その確保等について考えていただきたいといろんなお話をいただいております。

まずおっしゃったように、各大字でご用意をされておられます備品等、どの程度のものをご用意されておられるのか、これは大字の区長さん、また自主防災組織の長の方々と聞き取り等をさせていただきながら、その把握に努めていくということはさせていただきたいと思っております。

次に、防災無線のあり方ということでございますけれども、この先の東日本大震災のときに助かった方々に対して、100名程度、アンケート調査をされたそうでございます。そのときに、地震が起こったときに自分はすぐに避難をしたかということ、3分の2程度の方々しか避難をしていなかった、すぐに。3分の1の人たちは、放送を聞かなかったか、もしくは放送を聞いても移動しなかったということがあったそうでございます。

あるNHKの番組を見ておまして、その中身を言いますと、車の中に乗っていて放送が全く聞こえなかったと、窓を閉めたまま走っていて、ということもあったそうでございます。

今回、さまざまなことが、朝岡議員からもご指摘をいただいたように、基地局がつぶれてしまったときに放送ができないじゃないかというようなこともあろうかと思えますし、どのような方法で、手段で、できるだけ多くの市民に、この危機を伝えていくのかということも大きな課題であろうというふうに思っております。

防災無線のあり方、また、各人が、最近は携帯電話等、皆さん持っておられるわけがございます。こういうものを複合的に活用して危機状況であるとか、そういうものを伝えられるシステムも含めて検討はしていかなければならないであろうというふうに考えております。

1つの防災無線だ、有線だ、これだということに捕らわれずに、総合的に葛城市民全員にそういう情報が伝わる方法をラッパ、吹奏するもの、器具、機材も含めて考えていきたいというふうに思っております。

また、被災者の支援システムにつきましては、現在、仮サーバーのテストをするということをお申しておりますので、このテストさせていただいたことを経て、本格導入すべきかどうかということも考えさせていただきたいなというふうに思っております。

それと、避難指示、勧告のマニュアルは葛城市で持っているのかということでございますけれども、これは残念ながらその基準は、葛城市では持ち合わせておりません。

今回、土砂災害警報とか、各地で出されました。幸いにして葛城市はこの土砂災害警報が出されなかったんですけれども、奈良県のパンフレット、県の方に問い合わせをしたところ、そういう情報を提供いたしますから、どの場所、どの場所という限定はできないと。総合的に判断をして、市の方で避難勧告なり、指示を出していただきたいということでございましたし、また、そのほか、いろんなどころから手に入れた資料等、あるわけですが、これは豊橋市でございます。この防災のマニュアルに関しましては水害、洪水等です。川の水位がここまで上がれば避難してくださいということで、水害の場合はわかりやすく指示をすることはできるんですけれども、それ以外の災害の場合は、状況を見ながら市長ないし理事

者が判断をするというようなマニュアルになっておるところでございます。

こういうことをいろいろと調査、研究をさせていただきながら、どのような状況になったときに避難の指示をさせていただくのか、それもしっかりと研究をして、早期に対応のマニュアルをつくるのがいいのか、また、自主防災組織の皆さんがずっと話し合わせていただいて、その情報の徹底をさせていただくのがいいのか、検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

**西井副議長** 朝岡君。

**朝岡議員** ただいまは市長並びに教育長から詳細にわたってご答弁をいただきました。ありがとうございました。

このたびのこの9月議会におきまして、公明党議員団として学校施設の防災機能向上のための新たな制度創設を求める、このような内容の意見書を議長あてに提出をさせていただいたところでございます。

その中においては、文科省がことしの7月に東日本大震災の被害を踏まえた学校施設の整備についてと題する緊急提言を取りまとめられたそうでございます。この大震災を踏まえて学校が先ほど教育長がおっしゃったように、災害時に子どもたちや地域の住民の応急避難場所という重要な役割を果たすことができるよう、今後、学校施設の整備に当たって、教育機能のみならず、あらかじめ避難場所として必要な諸機能を備えておくという発想の転換が必要である、このように提言をされております。

そういうことを踏まえて、地震等の災害が発生した場合においても、学校施設が地域の拠点として十分、機能するよう、また機能すべきであるという認識に立って、学校施設の防災機能の向上を強力に推進をするために活用できる国の財政支援制度の改善、また、財政措置の拡充に対して要望を記しておるところでございます。

この件は、所管の委員会で採択の協議が今後、議論をされることではありますが、一方、国の教育研究所において、国立教育研究所、この学校施設の防災機能に関する実態調査が行われて、その結果が先に報道関係者に発表をされたところでもあります。

それによりますと、地域の住民の避難に大きく貢献した学校施設では、一方で電気、水の確保、暖房設備の不足、通信の途絶などさまざまな課題が生じ、調査の結果、公立の学校の89.3%が避難所として指定されているものの、避難所の指定と防災機能の実態が必ずしも整合していない、このような状況が明らかになったということでございます。先ほど教育長からご答弁がありましたような避難所機能を考慮した災害対応マニュアル、これからも作成していかなければならないというようなご答弁でもございました。残念ながら、全国の自治体で、全体で32.7%しかこの災害マニュアルを作成していない。

このたびの東日本大震災を受けて、学校や地域での防災教育の重要性が再認識をされております。いざ、災害が起きたときには、自分の命を守れるか否かは、究極的には自分の判断に、行動にかかっている。震災を機に、この機運が非常に高まっている、このようなことでございます。今こそ改めて防災教育に力を入れて、またお一人お一人の生き抜いていく力を

養ってまいりたいとこのように思うところであります。

このことは、先ほど少しお触れになりましたが、岩手県の釜石市の子どもたちが防災教育について、重要性を身をもって示していただいたこととございます。

今回の震災で、この釜石は甚大な被害を受けて、死者、行方不明数は1,200人を超えている。学校管理下にあった約3,000人の小中学生は、1人の犠牲者も出すことなく、全員が無事に避難をすることができた。いわゆる釜石の奇跡と全国的に注目を浴びているところとございます。防災教育の効果が如実にあらわれた実証でもある。

今後、東海・東南海・南海地震を始め、被害が想定される地域では、この釜石市の取り組みを参考にして、対応を急ぐべきである、このように報道もされています。

災害時にはとっさの判断が生死を分ける、いかに安全に避難できるかも、日ごろの訓練の成果が問われる。知識ではなく知性を与える教育の重要性を指摘をされている等々がございます。具体的には、中学生が小学生を避難を助けた、避難の手助けをした、合同訓練を実施した等々のことで多くの命が救われたということとございます。

今回起きた台風12号災害も含めて、この日本では地震だけではなくて、風水害など多い災害列島であることは言うまでもないわけであります。被害を最小限に抑えるために、地域の実情に応じた防災的、減災の教育には力を広めていただきたい。また、各大字においても同様、しっかり行政当局は働きかけをいただきたい、このようなこととございます。

今、申し上げました事例を掲載した記事からも伺えるように。本市における防災・減災対策においては、今後も行政当局、また議会ともに市民生活の安全対策、命と財産を守る、このような観点から、これからも大いに議論を深めてまいりたいと思うところでございます。

最後に今後、23年度予算要求等々におきまして、しっかりと減災対策について各所管の対応をご協議を願いたいと、このようなことを申し添えまして、ブザーも鳴りましたので一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

**西井副議長** 朝岡佐一郎君の発言を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時13分

再 開 午後 2時00分

**西川議長** 休憩前に引き続き、会議を行います。

次に、7番、藤井本浩君の発言を許します。

一問一答方式で行われます。

7番、藤井本君。

**藤井本議員** ただいま議長のお許しを得て、一般質問をさせていただきます。

私の一般質問は2点についてであります。

まず1点目、京奈和自動車道御所区間の供用開始に伴う本市への影響、道路事情についてということで質問させていただきます。

現在、樫原市、また御所市で進められております、私たちにとっても目に見えて工事が促



進されているというこの京奈和自動車道の御所区間、新聞でも供用開始を心待ちにする奈良県の声をよく見ます。

先日の野田内閣発足により、奈良県、地元出身の前田武志参議院議員が国土交通省の大臣に就任され、県、中南和ではさらに期待というものが高まっているところでもあります。こうした中、開通に伴って葛城市、本市への影響についてお尋ねをいたします。

2点目についてはグリーン・ツーリズムの考え方についてと、本市の考え方についてということで通告をさせていただいております。

まず、グリーン・ツーリズムということについてですが、ツーリズムというのは一言で言って観光とか旅行とかという意味であります。その前につきますグリーンというのは、農業または自然、歴史文化、また人々の交流を通じて楽しむ余暇活動というふうに訳されています。

ほかにもフラワー・ツーリズムとかヘルス・ツーリズム、エコ・ツーリズム、先ほど申し上げたようにこのツーリズムというのは観光という意味であります。これらを観光立国実現に向け、平成20年に発足いたしました国交省内の観光庁では、こうした体験型、交流型の要素を採り入れたニューリズムを新しい観光として位置づけています。

葛城市、本市におきましてもこうした計画は以前から、合併前からございましたが、現在、置かれている葛城市のグリーン・ツーリズムという考え方について質問をしております。

質問は一問一答制で質問席より行わせていただきます。よろしく申し上げます。

**西川議長** 藤井本君。

**藤井本議員** それでは1問目、京奈和自動車道御所区間、これについての質問に入らせていただきます。

まず、京奈和道御所区間、これ、開通に伴う利便性等の整備効果というものについて、お尋ねをしたいと思います。

奈良県におきましては、中南和の交通便利というものが、利便性が非常に低いとされているわけでございます。この京奈和自動車道、最終的に全線開通いたしますと、京都市と和歌山市を約100分、1時間40分で結ぼうとする道路であります。

今、私が聞こうとしておりますのは、私たちの地元で御所区間、大和御所道路と言いますけれども、これの開通に伴って、どういう利便性があるのか。例えば奈良と五條間の時間短縮はどうか、わかる範囲で利便性が向上すると、整備効果についてお尋ねをいたします。

**西川議長** 都市整備部長。

**石田都市整備部長** それでは、藤井本議員のご質問でございます京奈和道の開通によります時間短縮ということでご答弁を申し上げたいと思います。

まず、京奈和道全線開通によりまして、京都和歌山間の所要時間ですけれども、現在、4時間30分かかっているところがございますけれども、これが2時間50分短縮されることになりまして、今、藤井本議員おっしゃいましたように、所要時間は約1時間40分に短縮されると伺っております。

また、現在、事業が進められております大和御所道路が開通することによりまして、奈良市和歌山間は40分の短縮、奈良市郡山間の開通によりまして、1時間30分の短縮がされるということになっております。

しかし、藤井本議員も道路を走られてご承知のとおりと思いますが、橿原北、大和高田バイパス、新堂交差点間は平面通行でありまして、この中には中和幹線、また24号線、曲川東の交差点がございまして、信号待ち時間が非常に長くなっております。

全線開通に伴いまして、今以上のまた交通量の増加というのも考えられますので、それにつけ加え、新堂交差点より、大和高田バイパスからの右折車両、これが非常に多い状況にございます。時間的には、この区間での渋滞発生も考えられますので、先ほど県並びに奈良県の国道事務所が出しておりますようなこの予測される時間短縮が図れるかどうか、疑問点も残るところでございます。

**西川議長** 藤井本君。

**藤井本議員** 今、説明があったように、全線、本当にでき上がってから効果、その時間短縮の効果が出るもので、今、御所区間が開通したとしても新堂交差点等で渋滞等がふえるということで、見込み的には今のような答弁をいただきました。

前後しますけれども、この区間、部分的にといいいいのか、区間ごとにといいのか、段階的に供用が開始されると思いますけれども、今、南の方では既に五條北インターチェンジというのができております。ここまでつなげていくというように聞いておるわけですが、何年という、その進捗です。進捗と開通、供用開始の時期、今の予定でお教えいただきたいと思っております。

**西川議長** 都市整備部長。

**石田都市整備部長** それでは、京奈和自動車道の今後の開通予定なんですけれども、まず、橿原南御所インターなんですけれども、この間、3.7キロあるんですけれども、この間、この3.7キロにつきましては平成23年度末開通予定でございます。

それから、橿原南御所インターから御所南インターなんですけれども、この間は2.5キロございます。この間につきましては、平成26年度末開通予定でございます。

それから、御所南インターから現在、供用開始されております五條北インターなんですけれども、この間につきましては7.2キロの延長がございます。この橿原南から五條北の7.2キロでございますけれども、これにつきましては県の方、道路建設課の方に確認を取ったんですけれども、平成28年度以降になりますということで、供用開始が何年度になりますというはっきりした返事はいただくことができませんでした。

以上です。

**西川議長** 藤井本君。

**藤井本議員** 五條北の方まではトンネルでという、説明はなかったんですけれども、新聞等でトンネルということで説明がありました。そういうことで28年度以降という説明がございました。私自身は、この28年度以降、この御所区間というものが開通した後、どうなるんだということをお尋ねをしているところであります。

先ほど、1つ前の質問のときにも高田バイパスを使う車両がふえるとか、非常にこの通行量というのがふえるわけなんですけども、これは葛城市、通らないですけども南阪奈道路の葛城インターを有するこの葛城市も通行量という面では影響がしてくるのかなと思います。

その中でこの御所区間、この付近で最終的には京都と和歌山をつなぐわけですが、この大和御所道路、このあたりでパーキング等の、運転者が休憩する、こういう計画というのはいかのようにしているか、お教えいただきたいと思います。

**西川議長** 都市整備部長。

**石田都市整備部長** 京奈和道でのパーキングエリアの設置ということなんですけども、パーキングエリアの設置がどういう状況にあるのかということで確認を取りました。一応、パーキングエリアの設置場所といたしましては、御所南インター付近ということで伺っております。

それから、現在のところ、上下線、1度に設置されるのか、また、上下線どちら側になるかというのは、まだはっきりした回答はいただけませんでした。それからまた、規模におきましても現在、計画段階であって、規模等につきましてもどれほどの大きさになるということも正確な回答はいただけませんでした。

また、将来的にサービスエリアとしての利用形態になるのかということも伺ったんですけども、現在の状況でははっきりした返事ができないということでございました。

**西川議長** 藤井本君。

**藤井本議員** 今のところはパーキングエリアの予定はあるということだけでも、それがサービスエリアという形になるのかどうか、まだ未定だということですけども、御所南インターチェンジ付近というか、御所南インターチェンジにできるということですね。

先ほどの説明でいくと御所南インターチェンジまでつながるのが平成26年度末ということでございます。奈良県の道路の、これは南北ですけれども、東西の高田バイパス、葛城市、通るわけですけども、葛城市も道の駅という計画もございます。広域的に見て、このパーキングエリア、サービスエリアになっていくのか、どういう形になっていくのか、これについても見守って注目していきたいというふうに思います。また、それを部長の方も注目していただきたいと思いますというふうに考えております。

次の質問に入らせていただきます。

そしたら、この葛城市を通らないこの京奈和自動車道です。京奈和自動車道と葛城市のアクセスについてお尋ねをします。

どう行ったら一番近く、この京奈和自動車道に乗れるんだと。高田バイパスを行ってそのままいけるという話もありますけども、それはわかりますけども、京奈和自動車道と本市をつなぐアクセス、新しくつくられるのかどうか、ルート、またそのルートがあるならば進捗についてお尋ねしておきたいというふうに思います。

**西川議長** 都市整備部長。

**石田都市整備部長** 京奈和道へのアクセスなんですけども、まず葛城市からのアクセスと考えられますのは、大和高田バイパスから新堂交差点への道路、それから現在、県の方で事業を実施していただいております県道樫原新庄線があるんですけども、これにつきましては樫原南御所

インター付近の方へ、この道路がつくことになりまして、現在、事業を実施していただいております。この道路がつくことになりましては、榎原南御所インターが近道となると思われま

す。榎原南御所インターが近道となると思われま  
県道榎原新庄線の進捗状況なんですけれども、現在、この道路につきましては葛城市の新村地区におきましては用地買収が完了しております。

それから、御所柳原地区になるんですけども、この区間につきましては地権者との交渉が終わりまして、間もなく契約に入る段階にあると伺っております。

それから現在、高田市奥田地区なんですけれども、この部分につきましては、現在の状況といたしましては少々難航状態にあるということをお聞きしております。

こういった点につきましても、当市の工業地域がほん近くにあるということをございますんで、今後につきましても早期完成が図れますように要望してまいりたいと思います。

**西川議長** 藤井本君。

**藤井本議員** ルートについては余り、ルートというのは新村から榎原を通過して御所へつながるんだと、そういう説明ありましたが、確認のためにお聞きしておきますが、このルートそのものは葛城市の県道寺口・北花内線、要するに上新電機さんのある道です。それとか、ウェルネス新庄、あの道を東に抜けていくということではないんですか。

**西川議長** 都市整備部長。

**石田都市整備部長** ただいま、藤井本議員のご指摘のとおり、県道寺口・北花内線24号線交差点を越えまして、まっすぐ東の方へ向けまして、今、おっしゃいましたようにウェルネス新庄を超えて、葛城川を横断いたしまして、高田市奥田地域に行っていくと。奥田地域を右に曲がりまして、当市の新村、それから御所柳原地区に入っていくということになります。

**西川議長** 藤井本君。

**藤井本議員** 今の榎原新庄線というんですか。私が勉強不足なのか、議論に入らなかったのかわかんないけど、議論の場に私、この道の議論というのは余り知らないんですけども、お聞きしていると県道寺口・北花内線、そこからの続きになるんだということで、非常に古くからこの道路の計画はあったんだろうなというふうに思います。京奈和自動車道が進捗してきたと。そして、もうじき開通するようになって今、用地買収に取りかかっているんだとこういうことなんですけれども、今、部長の方から早期にできるように県に訴えていくんだ、要請していくんだとありましたが、この道路についての計画、いつできたとか、歴史と言うていいのかな。あれば、わかればお教え願いたいというふうに思います。

**西川議長** 都市整備部長。

**石田都市整備部長** 申しわけございません。計画等につきましては、ちょっと私、いつからこの計画ができ上がってということとはちょっとすいません、察知しておりませんので申しわけないです。これにつきましては、後ほどまた計画ができ上がった時点、また、県の方で事業が始まった時点等につきまして、ちゃんとした数字、年度を調べさせていただきまして、ご報告させていただきますことをお願いしたいと思います。

**西川議長** 藤井本君。

**藤井本議員** 質問通告には、このアクセス道についてということだけだったので、それはそれで結構

でございます。

それでは、次に入っていきたいと思います。

ここからが一番聞きたいところなんですけども、この開通というのは、先ほど順番に平成23年度御所インターチェンジ、平成26年度が御所南まで、五條北インターまでは平成28年度以降だと、こういう段階的な説明がございましたけども、とりあえず私が聞こうとしているのは五條まででき上がったということを前提に、お答えをいただきたいなというふうに考えております。

これが開通に伴って、本市、南北の主要道路であります国道24号線、山麓線の交通量予測というんですか。また道路事情についてどのように予測されているか考えられているかということをお尋ねしたいと思います。

**西川議長** 都市整備部長。

**石田都市整備部長** それでは、今後の予測ということで、現在、利用されております道路でアンケート調査をしておられますので、そういった点についての数字が出ておりますので、そういった点でお答えをさせていただきたいと思います。

まず、24号線並びに山麓線の交通予測ですけども、現在、供用開始をされております郡山、それから樫原北インターの利用状況ですけども、平成18年度で50%、19年度では56%の車が京奈和道を利用されております。

京奈和道開通によりまして、交通量といたしまして全体として増加しておりますので、そのために24号線、郡山樫原間の減少台数なんですけども、これにつきましては平成19年度で調査された結果、12時間交通量で3,000台のみ減少という数字が出ております。また、この区間の生活道路の交通量は13%減少したと発表されております。

供用が開始されます五條区間の利用者アンケートなんですけども、御所区間開通による利用者はということでアンケート調査をされまして、76%がルート24号線より転換すると答えられております。これらの数字を見る限り、五條まで完成することによりまして、24号線、葛城市を通過する通過車両は確実に減少し、渋滞回数、渋滞延長も短くなると予測できるものと思います。

また、葛城市の予測されるメリットといたしましては、24号線の交通量減少により渋滞の緩和、交通事故の減少、沿道の環境改善、工業地域へのアクセスが格段に向上するため、今後の工場誘致には大きな武器となるものと思われまます。

また、逆にデメリットといたしましては、沿道に立ち並びます飲食店、スーパー、衣料品店への利用客が減少することが予測されますので、今後、先ほども申しておりますように23年度末、また26年度末の供用を開始される区間の車の流れを的確に把握いたしまして、御所区間全線供用開始に合わせ、その対応を考えていく必要があるものと思っております。

**西川議長** 藤井本君。

**藤井本議員** 今のご説明です。既に開通している郡山を例に出されてお話がございました。

郡山の方では50%がこの京奈和道に乗っちゃうよと。今まで24号線を通っていた50%、平成18年度、が乗りますよと。しかし、50%乗ったら国道24号線が半分になったのかというと、

13%ぐらいが減少した、こういう捕らえ方でいいのでしょうか。

ということは、この道路の開通によってそのままスライド的に減ったというだけじゃなくて、交通量そのものがふえた、全体としてふえたと、このように解釈したらいいわけですか。

そしたら、今、私が聞こうとしている御所、五條のこの区間、この区間は確かにできれば今、部長があったように76%が、76%ということは4分の3がもう24号線通りませんよ、京奈和道を通りますよということで、渋滞の緩和という話になったけれども、むしろそれはがらがらになるの違うかなというような予測も立つわけですけども、しかし、先ほどの田原本とか郡山、また橿原の例にありましたように、道路網がこうやって発達することによって通行の需要がふえて、交通量がふえるだろう。

であったとしても、76%は、今、24号線を通して五條へ帰られるというんか、和歌山の方へ向かわれる方の76%、4分の3がこの道路を通られたら、それは考え方によっては静かにはなって交通事故は減るだろうけども、国道24号線の商業、こういったところにもやはり注目していかなければならないなということはよく感じました。

この交通網、アクセスが向上することによって、今、部長からあったように、メリットとして工場誘致というものが多様にはなっていく、積極的にできるんじゃないかとかこういうお話もございました。本市の予測する影響はというところでお答えをいただいたかなというふうに思います。

私が考えるだけでも、通告には出さなかったけれども、消防長、救急搬送とか、危険なときのそんなときにもこれは非常に役に立つだろうと、いろんな面で役に立つだろうというふうに思います。

産業観光部長もお答えをいただきましたかったけれども、このそもそもの京奈和道が言われているのは、北に来るお客さんを南に持っていくということも言われてますんで、観光という部分についても述べてほしかった。

ここで市長にそういうところ辺を含めてお尋ねをしておきたいというふうに思います。

この道路の開通ということで、奈良県の中南和への移動というものは容易になる、これは確かなことです。一番最初にあったように、最終的には京都市と和歌山も100分、1時間30分で結ぼうとこんな道路ですから。奈良県内において南北のアクセスというものは向上する。これは当然の話であります。この整備効果というものをどのように生かすかというのを、これからの葛城市、葛城市は通らないけども課題じゃないかなとこのように思います。

今、石田部長からあったようにデメリットという話もあります。下手すると葛城市、通ってくれないという部分もあります。その辺も踏まえて市長自身、この京奈和道、五條までつながるといった後の構想、またそれに対する期待という、まちづくりに関して全体で結構ですからお示しをいただきたいというふうに思います。

**西川議長** 山下市長。

**山下市長** 今、南阪奈道路の開通に伴い、葛城市内を通過する車両の減少が起こるのではないかとこの懸念をもとに、いろいろと議論の展開があるわけですが、実際に、一番最初に石田部長が答弁をしたように、現在、バイパスから橿原市内に入って、それから南阪奈

道路に、北側に上がろうとすれば、必ず1度下において、平面で通行して二、三キロ走ってから上がって行かなきゃならないということで、これは今後、全面開通をしてもここは解消されることはないというような、今の予定ではずっと平面道路であるということでございますので、このあたりの渋滞の予測がどの程度あるのかということとはわかりませんので、そこを毛嫌いして、やっぱり24号線で行くんだとか、山麓線で行くんだとか、ほかの道を選ぶんだという予測はまだ立っていないというところでございますし、また、76%がアンケートではこのバイパスを通りたいという話を、高速を通りたいというお話でございますけれども、実際に下の道、よく樫原の一町のところで我々もセレモニーホール、利用させていただいたりしますけれども、そこからバイパスの乗り口に行くまで、かなりの渋滞を要して、二、三十分時間がかかって、バイパスの入り口までたどり着くというような状況が今後も続くのであれば、やはり、その道路の使用状況というのはどうなっていくんだらうということは、これからの推移を見ていかなければならないだらうなというふうに思っております。

さはさりながら、南の方に移動する手段がふえてくるということは、南へのアクセスが容易になってくるということでございますので、これを機に葛城市、観光等、市内も通ってもらえない人たちをいかに葛城市に呼んでくるのかということがこれから課題になっていくのであらうというふうに思っております。

要は、葛城市にどれだけの、観光客に見てもらえるコンテンツをふやしていくのかということが課題になってくるのであらうというふうに思っています。

當麻寺とか竹内街道とか、笛吹神社とか、個別にぼつぼつと覚えていただいているとかいうものはあるかもわかりませんが、それをしっかりと全国に知らしめるような手法も考えていかなければなりませんし、そこに来て何を見てもらうのか、そこに来て何をしてもらうのかということを含めて、しっかりと地元の寺社等とも打ち合わせをしながら、コンテンツづくり、しっかりとつくり込んでいかなければならないであらうと。葛城市に来たいと思わせるようなものをつくっていくことが大事であらうと思っております。

せっかく、国宝を8つも要している當麻寺がありながら、観光客の誘客が進んでこないというのも、どこかに弱点があるからであらうというふうに思いますので、そういうところも踏まえてしっかりと観光客を呼んできて、そこで何をしてもらえるのかということを考えていける観光業になるように、観光してもらっただけじゃなくて業になりうるような方策を、行政も後押しをさせていただきながら、ともに考えていく方法、やっていきたいなというふうに考えております。

**西川議長** 藤井本君。

**藤井本議員** 市長のご見解をいただきました。

要するに、これが開通することによってどれだけの、この道路、どういうふうに葛城市として生かしていくかということ、今、市長は葛城市に何をしてもらうのか、何をしてもらえるのかと。葛城市に来てもらわなければならない、まずこれは観光面。私も同感でございます。この今の答えが次につながりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

先ほど、また戻りますけれども石田部長、工場誘致。工場誘致は、今、市長の方からござ

いませんでしたけども、やはりこれをメリットとして活用していくということに徹していただきたいと思います。

2問出しておりました。後32分でちょうど、うまく進んでおります。

2問目に移らせていただきたいと思います。

冒頭申し上げましたように、グリーン・ツーリズムの考え方について。

何遍も申し上げますけれども、このツーリズムというのは観光という意味で、若干、つながってはまいりますのでよろしく願いいたします。

グリーン・ツーリズムということについては、合併前の旧町時代にも自然、歴史的環境を有する葛城山麓地域において、農業と連携を図りながら観光、またレクリエーションゾーンを目指したいと。

これは、先般、吉村議員から質問されたときに、市長もよく見ていただいて私自身は喜んでいたんですが、旧の町時代にもこういう計画があったと。そういうもんなんです。

観光庁によりますと、旅行というもの自身が変わってきたと。旅行がもう団体旅行じゃなくて個人化ということで、一律企画のいわゆるパッケージ旅行というんですか、こういうふうなものに、今まで対象にされなかった地域資源というものが旅行の目的になってきたと。これが何遍も申し上げていますがニューリズムというものです。

県内におきましても貸し農園とか、そういうのみならず、山間部の方になりますけども、農家民宿と言われるもの、またそば打ち、コンニャク、竹細工等の体験というものが、奈良県内においても各地で繰り広げられているという状況であります。

そこで、まず最初にお聞きしたいのが、古くからあります、10年以上前から計画があります葛城市のグリーン・ツーリズム、今現在の現状についてです。例えば、農業で人を来てもらう、例えば、芋の収穫体験をしてもらおうとか、農業に携わってもらおうとか、酪農を楽しんでいただくとか、考えられるものはあるわけですが、現在、葛城市で実施されている民間、またいろんなものがあるでしょうけど、どんなものがあるのか、ご紹介ください。

**西川議長** 産業観光部長。

**吉川産業観光部長** ただいまの藤井本議員の、グリーン・ツーリズムの現在の取り組みということでございます。このことにつきまして、お答えをさせていただきます。

農村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在系の余暇活動として、本市では農事法人當麻の家で自然派体験ができる場として提供しております。22年度の実績におきまして、農業体験としてはサツマイモ掘り取り体験3,000人でございます。ジャガイモ掘り取り体験が100名でございます。手づくり体験といたしましてうどんづくり体験240名、そばづくり体験50名、コンニャクづくり体験15名、豆腐づくり体験50名、パンづくり体験40名、ピザづくり体験40名など、開催をされて楽しい1日を感じていただける取り組みを開催しております。

なお、市内でもラッテたかまつさんが、「触れる、感じる、楽しむ」をテーマに、乳搾り体験を始め、バターやアイスクリームづくりなどのさまざまな酪農体験をされております。

以上でございます。



**西川議長** 藤井本君。

**藤井本議員** 今、産業観光部長の方から、本市のグリーン・ツーリズムということで、どういうことをやっていたか。農業体験、また手づくり体験とか、ラッテたかまつさんの乳搾りでアイスクリームをつくと。これはまさしくグリーン・ツーリズムだというふうに思います。しかし、従来からある形かなというふうにも、私自身は思います。

そこで、これも先般、吉村議員が葛城山麓地域の整備についてということでご質問をされましたが、改めて私の方からも質問をさせていただきたいというふうに思います。

この平成18年につくられた総合計画、葛城市の将来をこうしよう、10年間でどうしようということで作られた。平成19年度から平成28年度までの葛城市の総合計画。ここに、山麓地域の南阪奈道路の葛城インターチェンジ、そこから南側をファームリゾートエリアとするんだと。そのインターチェンジから南を向いて、インターチェンジの方から行って地場産業拠点施設を整備するんだと。その次、クライנגアルテンと花の里整備をするんだと。そして、そばの花咲く里整備をするんだと。つけ加えて、新葛城の道散策路の整備をするんだと、こういうふういきちっと総合計画として載っているわけです。

それで、このそのもの、グリーン・ツーリズムという形のことは総合計画には乗っていませんけれども、都市農村交流の促進ということが書かれておりますので、これはまさしく、私はグリーン・ツーリズムだというふうに思います。

そこで、このファームリゾートエリア、もう一度言いますけれども、葛城インターチェンジから南側で予定をされている、もう一度言います、地場産業拠点施設整備、クライングアルテンと花の里整備、またそばの花咲く里事業。一番目に申し上げた地場産業拠点施設整備というのは、この前からも質疑に出ていたように、道の駅ということで対応されると。これは進んでいるということで理解をしています。

2番目のクライングアルテン、また3番目、これは吉村議員、おっしゃっていましたが、そばの花咲く里事業とあるんですが、これらについては総合計画に載っているのと同時に、葛城市都市計画マスタープランにもちゃんと、位置、確かに載っているわけです。これらについて、どのようにお考えになっているのか、お答えをいただきたいというふうに思います。

**西川議長** 山下市長。

**山下市長** 藤井本議員の質問にお答えをさせていただきたいと思います。

これは根本的なお話でございますので、吉村議員と質疑をさせていただいたときと同様に、これは非常に重要なことだと思いますので、しっかりと議論をさせていただきたいなというふうに思っておりますけれども、確かに総合計画の中にそのように書いてございます。しかしながら、藤井本議員は行政が主導して、やはりグリーン・ツーリズムをやっていくべきだというふうに考えておられるのでしょうか。それとも、やはり民間の力をしっかりと生かしながら、その方たちの力を結集して、行政が後押しをすることの方がいいと考えているのか。どちらの形態の方が、よりこれからの地域づくりのために役立つと思っておられるのか、それが私の方からこれは質問ができませんので、私の考えを述べさせていただきますけれども、私はやはり、民間の方々の後押しをさせていただくことに傾注をさせていただくのが、行政

の仕事であろうというふうに考えております。何もそばの花咲く里を否定するものでも、クラインガルテンを否定するものでもございません。その地域の特性を生かしながらこういう形でやっていきたい、行政も後押しをさせていただきますけれども、そのような形でやっていきたい、そういう地域づくりをしていきたいというお話でございましたら、我々はそのお手伝いをさせていただくにやぶさかではございませんし、そのようなまちづくりをしていくべきであろうというふうに思っております。

全国各地でグリーン・ツーリズム、いろんな団体が取り組んでおられるところもでございます。観光で有名な三重県の鳥羽市、ここでもグリーン・ツーリズム、あるNPO法人がやっておられます。観光のカリスマと呼ばれる女性の方が指導的な立場に立ちながら、このグリーン・ツーリズムをやっておられます。環境省の金賞というか、大賞を取られたということもあるわけでございますけれども、このグリーン・ツーリズムだけでは金銭的に成り立たないというか、お金もうけができないということも、このビジネスモデルの中で、長年の経験の中で立証されているわけでもあります。

やはり、民間の方々が、自分たちの力をちょっとずつでも出していきながら、ちょっとまちをよくしていきたいとか、自分たちが普段、農産物を採ったものをここで販売したい、ここで採れたもので何か加工品をつくって売っていきたい。あいている家があるからそこをちょっと改造して民泊にしてやっていきたいとか、そういう活動の後押しというものはさせていただけるかもわかりませんが、行政がそれを指導的立場に立って、民宿の運営をするんだとか、何々を運営をするんだということは、私は現実的ではないのじゃないかなというふうに考えております。やはり、地域地域の特色、特性というものを生かして、うちの地域ではそばがたくさん採れる、だからこれを生かして手打ちで体験をしてもらいたい、そういうことで行政、何かこのみんなに食べてもらえる場所の提供というのはできませんかというふうに相談をいただいたら、いろいろと考えさせてもいただきますし、また、そばの耕作面積をふやしていくに当たって、何かいい知恵ありませんかというふうに言われれば、圃場整備等も含めて知恵を出させていただく。いろんな考え方があろうかと思っておりますけれども、我々の基本方針としては、地域の皆さんが自分とこのまちをどれだけ村をよくしていくのに行政の知恵を借りる、力を借りるというスタンスで行っていただきたいというふうに考えております。

**西川議長** 藤井本君。

**藤井本議員** 市長の考え方は、行政がやるのか、民間がやるのかとこういうことですが、やっぱりNPO法人とか、最終的には民間がやるのがいいと思う。しかし、こういう流れをつくっていくのは、国もそういう流れをつくっていかなあかんということで、平成20年に観光庁というものをわざわざつくっているわけです。そういうふうにやっていきましょう、国民にそういうふうを持っていきましょうというものをせなあかんから、観光庁ということ、言葉を言いかえるならば住民と行政とが一体となってという言い方がいいのか、また行政が指導しながらも民間にやっていただくという言い方がいいのかわからないけども、今のように民間にやってもらうのが当然で、それを待っているんだと。後押しだけするんだというのは、

私はちょっと市長とは違います。

行政でやれとは言いません。行政でやれとは言わないけども、そういう流れというのをつくっていかなければならないというふうに思います。

時間もありますからその辺で置きます。

私はこの件について、今年の、昨年ですから平成22年6月定例会、このときにはグリーン・ツーリズムじゃなくて、葛城山麓整備事業ということについて同じような質問をさせていただいています。

皆さんにもありましたように、3回目とか4回目とかありましたけど、私もさせてもらっているんです。

ちょうど思い出していただきたいけども、武道についてというふうなお話をしたときです。そのときに市長は、このとき、丁寧にいろいろお考えというものを示されて、相撲巡業というのも考えてんねんと、このようにおっしゃったと。相撲巡業というのは、そのとき初めて私も聞いたし、それは納得しましたよ。相撲はとんとん拍子に進んでいるわけです。

同じように質問をしたのは、今、申し上げている葛城山麓整備ということで、このときにも市長はいい答弁をいただいたんですよ。画期的な、私自身、期待の持てるお答えをいただいた。

どういう答えかという、議事録を見てきていただいたのかどうかわからないけども、今年度、平成22年度です。22年度に山麓地域の大字の区長さん、また役員さんとのサミットのようものがしたい。皆さんが望まれていること、考えていかなければならないことを整理して、山麓地域の活性化に向け、一緒に歩んでいきたいと考えている、こういう答弁をされているんです。私、ほんま、これはいい答弁をされていると思うんだけど、今のこの、私はいい答弁をされたと思うんです。今はちょっと変わっていますけどね。

そしたらお聞きしますけれども、この葛城山麓地域サミットと、私はこれを心待ちにしていたんですが実施をされたのかどうか。実施されたというのであれば、どういうお答えをいただかしたのか。

個々には話されるでしょうけども、しかし、山麓地域の区長さん、役員さんと寄ってどんな話をされたのか、お聞かせください。

**西川議長** 山下市長。

**山下市長** 何も私は、去年の答弁から後退をしているわけではないというふうに思っております。

実際に、各大字に対して、個々それぞれの大字に対してそばをやられるのであれば後押しをさせていただきますという相談は、個々させていただいておりますし、ただ地域のサミット、これは吉村議員の答弁のときにもお話をさせていただいたように、昨年、実現に向けて、私の努力が足らなかった部分もごさいますけれども、実現はしておりません。ただ、それも含めて、山麓地域を多く含んだ地域と鳥獣害の対策の本部というものを立てさせていただきまして、その中で皆さんと意見交換会をさせていただく機会を持たせていただいております。その中でさまざまなお話を聞かせていただきながら、鳥獣害も非常に大事な問題でございすから、山麓地域の方々とお話をさせていただく機会を設けさせていただいておりますけれ

ども、また同じように、この地域の活性化のためのサミット、これはぜひ実現をしていきたいというふうに思っております。

藤井本議員がおっしゃるように、私も地域の皆さんの相談に乗らせていただく、また、こちらからこういうことはどうですかということを投げかけていくということは、当然、やっていかなきゃならないことだろうというふうに思っておりますし、それぞれの特色を生かして、少しでも、特に山間部の地域は雇用の問題、また高齢化の問題が著しく激しい地域でございますので、そこの地域の後押しをしていきたいなという思いはございます。しっかりと誤解のないように進めていきながら取り組んでまいりたいというふうに思っております。

**西川議長** 藤井本君。

**藤井本議員** 誤解しているわけでも何でもありません。

ちょっとお話を変えたいと思うんですけど、興味があったんで、これは溝口議員が質問されたときに、道の駅の関係で質問されました。葛城市の山麓地域について、道の駅の計画に当たり、大阪の学生さんに、葛城市を外から見たときという、石田部長でしたね、どう受けとめられているのかアンケートというか、調査をしているんだと。これでも目立った点で印象的に残るものがあれば、外から見た、大学生が葛城市の山麓をどのように、山麓だけじゃないやろうけども、どのように見ているのか、ちょっと印象的な部分があればお教え願いたいと思います。

**西川議長** 都市整備部長。

**石田都市整備部長** ワーキング会議の中で、学生さんによるタウンウォッチングというのを開催いたしました。それで、溝口議員のご質問のときにちょっと申し上げたんですけども、学生が外から見てどういうふうな感じを持ったかということにつきまして、報告書の中にございましたので、ちょっと拾ってきたものを発表させていただきたいと思います。

関西圏の大学生なんですけども、12人の学生が参加してくれました。

まず、道の駅なんですけども、ここではお姉さん、おばさん方の活躍、道を尋ねた場合の親切さ、非常に人情の厚いまちであるということを感じたと。幸せそうな住民さんに触れ合えることが旅といえますか、旅行に出たときには地域外から来た人にとっては何よりの思い出になり、リピート率が高くなるということでした。この中で、まちな定食屋さんの提言、また、お姉さん方による企画運営、地元食材の利用、料理教室はどうですかというご意見がございました。

それから、家並み、また当麻寺の観光資源を見て、地元の話の聞いて、何でやねんというおもしろいものがたくさんあったということです。特に石の道標、神社にまつられている石、また、かわらの大黒さま、これらを集めてマップ化し、いわれをつけて何でやねんマップの製作はどうですかということでした。豊かな自然や国宝級の観光資源が非常にあります。また、京都、奈良と競合することは不利ですけども、観光客の争奪戦とは異なる方法でPRはどうですかということでした。

それから、牛が車道から見えるのを見まして、山麓放牧牧場はどうですかというご意見がございました。牛が会いに来てくれる酪農体験ができる場所、ラッテたかまつでバターづく

りを通して他のお客さん、店の方との会話が非常に楽しかったということでございました。

それから、竹内街道を歩かれた方なんですけども、旧居を生かし、ワンコインで名物の食べ物の販売、それから街道沿いに昔の竹内街道の写真展示はどうですか。また、竹を生かした灯籠の設置などを考えてみてはということでした。

それから、ため池が非常に多いということで、点在するため池に本来の名前ではなくユニークな名前をつけ、地図に明記いたしまして、池にまた栈橋の設置、休憩機能の追加、船を浮かべてはどうでしょうかというご意見がございました。

それから、まちをタウンウォッチングしていて、休憩するところ、疲れて座るベンチ、温めるところ、涼んだりするところが非常に少ない、こういった施設をやっぱり観光資源の近くに多くつくる必要があると思いますという意見です。

このほかにも、葛城市のいいところ、気になった点というのを学生の手で見ていただきまして、ワーキング会議のメンバーと後々懇談を実施いたしております。

**西川議長** 藤井本君。

**藤井本議員** ありがとうございます。いろいろとおっしゃっていただきました。

葛城市のお姉さん、おばさんは人情が厚いということで、葛城市の女性が優しいと、私もかねがねから思っていたところですが、それだけじゃなくて、今の話を聞いていると、やはりええとこやねん、しかし、もうちょっと手を加えたらどうやねんという部分が受けとめられてくるわけです。だから、私は申し上げた。

全て市長に、これだけは言っておきたいのでよくお聞きいただきたいと思います。

これ、吉村議員、質問されたときに、山麓地域の整備計画というものが、つくっては消え、つくっては消えているのが現状だと。これ、市長の言葉にありました。非常に残念だけどそのとおりかなというふうにも思います。

もっと残念やったのが、市長は地元から要望があれば後押ししますよと。逆から言ってみると、これ、逆から言ったらあかんねんと言うんか知らないけれども、要望なければ後押ししませんというふうにもとれます。

そしたら、先ほどから言っているこの計画というのは一体何やったのかと。何なのかというのが、私のわからないところ。もっと説明さえしていただければいいかと思う。

そこで、この葛城市都市計画マスタープランというものがございます。これ平成19年、わざわざつくってある。この土地をどういうふうを活用していくかということです。これは、総合計画に基づいてつくられておる。

総合計画ってどういうものかというのと、市長、その当時は議員だと思いますけども、市長も議会の議決を得てできているものです。

マスタープランのここに、地図であらわされている。クラインガルテンと花の里整備をするんだという部分が、エリア的に、こういうエリアの中でするんだというふうに、じゃなくて、そんなんじゃないんですよ。きちっと、このリアス式海岸とは言わないけど、その形、限定して、そこでクラインガルテンをするんだと、こういう計画が載っている。お聞きになっているかと、クラインガルテンというのは、滞在型の農園だということです。ほかから滞

在してもらって農園をしていただく。クラインガルテンの整備をするんだと。

そこに、今回、給食センターというものを、これも吉村議員、ちらっとおっしゃった、建てようとしている。

給食センターは私自身、本当に必要だと思います。両町自身の給食センターも古いし、新しい給食ということに取り組んでいかなければならない。

しかし、市長の、私が思うのは、給食センターそのもの、古いから統合してここへ建てたらええやんか、だけでとまっているような気がする。

もう一つは、先ほど言っているように、山麓地域の整備計画がつくっては消え、つくっては消え、ということだけでも、もうきちっと場所まで決めて、クラインガルテンの整備をするんだというところに建てるとなれば、消してんのはむしろ行政じゃないかなと、こういう捕らえ方もできます。どういう説明をされたのかわからないけども。ここに地図しかないけども、例えば、その場所に、ここがクラインガルテンの、先で利用しますよと、これは言っていたとしましょう。そこに、今、給食センターを建てると言うことをおっしゃっている。給食センター、本当に必要なんですよ。

そうなってくると山麓の整備そのものを、市長がおっしゃる、つくっては消え、つくっては消えたけども消しているのは行政そのものが消していったくないかな、もっとほかの考え方、できないのかなというものがあるんですけども、どうですか。

**西川議長** 山下市長。

**山下市長** 行政の継続性という面ではおしかりをいただくのかもしれませんが、実際に、私が20年か、11月に行政を引き受けさせていただいた時点で、その計画については全く何の進捗もなく、全く計画自体も進んでおられない状況でございました。

また、議会からここについての進捗に対して、こうしてほしいという要望もなく、実際にこの地域をどうしていくのかということが、私に与えられた課題の1つでもあったんだろうというふうに思っております。

実際に、藤井本議員はここにクラインガルテンをつくれと言っておられるんでないということはおわかります。ここに、こういう計画も立ててきたんだから、いろいろと含めて考え方も柔軟にしていきながら、山下、おまえもいろいろと考えていったらどうやろうと、地域から言われてきたことをやるんじゃないかと、ここからもこっちからもいろいろと投げかけていけばいいんじゃないだろうかとということをおっしゃっているんだろうなということ、推測でございますけれども思いますけども、実際に私も、地元の寺口であったりとか、そういう地域に対して、これからのまちづくり、あこは農業者が非常に多いと言いながら、後継者も少なくなっている地域でございますので、その農地をどうしていくんだということも含めて、地元の地権者、また大字の区長、歴代の区長さん方と相談をしていただきながら、土地の有効利用、活用ということも考えていかなければならないということで、打ち合わせはさせていただいております。

そういうことも含めて、これからの葛城市の、一応、山麓地域のあり方ということでばつと出た計画ではございますけれども、そのとおりにはいかないかもしれませんが、地

私の方々の意見をしっかりと聞かせていただく耳を持ちながら、それで地元からこうやりたいねんという声を聞き出していけるように、我々行政も努力をしていきたいというふうに思っております。

**西川議長** 藤井本君。

**藤井本議員** 残り5分となりました。

私は、クラインガルテン、否定しないですよ。せやけど、市民に聞かないと。どうなんだということも聞いていかないと。それをやられたのか、やられていないのか。それはもう時間ないからいいです。

私は、ここへ給食センターをつくるんだったら、市長だったら、例えば、ここに給食センターつくりますねんと。しかし、ここに大きな農園をつくって、やっぱり農として使っていただきたい。とりたての野菜をすぐ給食に使うんだとか、そんなことはできるのか、できないとかは別にして。また、酪農というものが、先ほどの大学生の話にもあったけど、酪農というのが有名です。酪農の、牛乳の加工所というのはあの付近が適しているんだと。その加工所、葛城市で絞られた牛乳というものを葛城市の給食に使うんだ、加工所をつくってブランドにするんだとか、そういうふうな何かあればここへ給食センターが農とコミュニケーション、つながると思う。

これなんか、私、本当はいいと思うのは、学校給食センターをつくるでしょう。給食というのは夏休み、しないから、春休みとか夏休みとか冬休みは使わないわけです。しかし、観光というのは、私が申し上げているグリーン・ツーリズムで人を呼ぶということになれば、この休みのときに人を呼びやすいわけです。だから、できるできない、私は法の縛りは知らないですよ。でも、夏休みの間は給食をやめて、地元野菜を使った地元料理郷土レストランというものを経営するねんと。それぐらいの何か、もともとクラインガルテンをしようというところで給食センターをするのであれば、私はそれぐらいの発想というのか、それをいただきたい。

市長が、私を読んでかどうか知らんけど、いろいろと考えてんねんやろうと。いろいろと考えている。これは市長が考えやなあかんこと。

クラインガルテンそのものは否定しませんよ。もう3分となってしましまして申しわけないです。

今回のいろいろ飛ばしていきますけれども、今回の質問、1点目、京奈和道、これは平成28年度以降と言われたけども、平成28年度には早ければ五條につながって開通するわけです。市長は人を呼ばなあかん。これに伴ってどう考えているんだという構想を立てて人を呼ばなあかん、このようにお答えをいただいたわけです。

この葛城市総合計画というものも、平成19年度から平成28年度、ときを同じくして平成28年度以降にはどうなっているんだというのが、これが総合計画です。あと、今23年だからあと5年です。

そのために山麓地域の魅力というものを生かして人を呼ぶというのが計画にあるんだから、これもやっぱり大切にしていきたいというふうに思います。

話は前後してあちこちになりますけれども、京奈和自動車道、全線開通したとしましょう。和歌山の方が早いと思います。和歌山市に行くのなんて、もう40分か50分で行けるでしょう。葛城市からどこどこ行くの、早くなって便利になってよかったな、これでは困るわけです。市長もおっしゃったけれども、どこからか、他府県でも、よそのまちからでも、葛城市に行くのが早くなったなど、魅力あるまちやなど言ってもらわなければならない。そういうことを今回、この2つを通じて、私は申し上げたかった。

似ている部分もあるけども大きく違う点もございます。山麓地域というものをもっと見直していただきたいというふうに思います。

もっともっと葛城市の歴史、自然に目を向けて、それを地域資源にさせていただいて、南阪奈道路がある、また近くに京奈和道路が通る。通過地域とならないように、山麓地域そのもの、短い先です。5年とか10年先。そういったところのグラウンドデザインというものをきっちりしていただくことをお願いして、一般質問を終わります。

以上です。

**西川議長** 藤井本浩君の発言を終結いたします。

3時10分まで休憩をいたします。

休 憩 午後3時00分

再 開 午後3時10分

**西川議長** 休憩前に引き続き、会議を行います。

次に、18番、白石栄一君の発言を許します。

一問一答方式で行われます。

18番、白石君。

**白石議員** 議長の許可を得まして、一般質問をさせていただきます。

私の質問の第一は、平成22年度の工事請負契約に係る入札結果について。第2に入札契約事務の改善の課題について、の2点であります。

質問の詳細は質問席にて、一問一答にて行わせていただきます。

第一の平成22年度の工事請負契約に係る入札結果についてであります。

平成22年度の入札結果がこの1年間の入札契約事務等の改善によって、地方自治法が求める競争性、透明性、公平性の確保を向上のために、これまで議論してきた課題にどのように取り組まれてきたか、課題ごとに順次、伺ってまいります。

まず、条件つき一般競争入札の拡大、指名競争入札の改善等について、さらに談合の防止や受注の偏り、過度な低価格競争の防止、入札の透明性、公平性の確保にどのように取り組まれてきたか。そして、その成果として、どれほど経費の削減が図られ、地元業者の育成や地域の活性化、良質な公共物の施工に貢献をできたか、説明を求めてまいります。

**西川議長** 総務部長。

**河合総務部長** 白石議員のご質問にお答えいたしたいと思っております。

入札契約事務等の改善による競争性、透明性、公平性についてでございます。

平成22年度から平成23年度にかけて、入札制度の見直しについて、これまでの経緯を



踏まえながら、現在も業者選定委員会を中心にいたしまして、本市における入札制度の改善について検討を重ねていくところでございます。

まず、一般競争入札の拡大についてでございます。

これまで、工事請負費で導入してきた一般競争入札を、委託業務にも一部、導入をいたしたわけございまして、これにつきましては2件の実績を行ってまいったところでございます。

また、談合防止策についてでございますけれども、従来の業者を集めまして現場説明会を実施したり、設計図書や仕様書の閲覧、また仕様書の購入という方法を、平成22年度からは、設計図書や仕様書の内容をデータ化いたしましてCDを作成いたしまして、各業者にそのCDを貸与する方法に変更することで、業者が顔を合わせる機会を極力排除することによりまして、談合の不正防止策を行ってきたところでございます。

また、受注の偏りについてでございますけれども、建設工事の発注に際しまして、設計金額に応じたランク別に業者を指名をいたしまして、その指名競争入札により落札者が決定している状況でございます。このようなことから、適正に執行されておるところでございます。

ただし、平成23年度の制度改革の中で、1社2業種の希望業種の登録を募りました。入札参加の機会をふやすことで業者間の透明性を高めました。業者の偏りを防ぐ効果が期待できるものと考えておるところでございます。

また、それに加えまして、これまでの最低制限価格の設定につきましても、本年度の工事につきまして、試行的に最低制限価格を設定をいたしたところでございます。これによりまして、当該工事の品質の確保が図られ、過度な低落札競争の防止策としては有効な手段だと考えておるところでございます。

それから、公共工事にかかわりまして、経済的で良質な社会資本整備の確保をしながらこれに当たることが基本でございますけれども、平成19年度からは総合落札方式による一般競争入札を導入をいたしまして、また、21年度からは市内業者につきまして、発注の上限額を引き上げたこと等によりまして、地元業者の受注の機会がふえ、地元業者の育成及び振興、ひいては雇用促進に係る地域経済の活性化に寄与したものと考えておるところでございます。

次に、入札におきます透明性及び公平性についてでございます。

入札における透明性の確保につきましては、一般競争入札について、各両庁舎でその内容を公告いたしまして、葛城市のホームページの新着情報欄においても入札内容を掲載をいたしているところでございます。

また、指名競争入札につきましては、新庄庁舎の1階ロビーにおきまして、事業名、予定価格、業者名を掲示をいたしまして、落札結果につきましても掲示した後、総務財政課におきまして閲覧に供し、情報の透明性を図っておるところでございます。

また、公平性についてでございますけれども、現在、1億円以上の工事につきましても一般競争入札を実施をいたしているところでございます。

今年度の入札制度を検討する中で、この金額の引き下げも検討をいたしておるところでございます。入札の参加機会の公平性の確保が図られるものと考えております。

今後も公共工事の入札に関して、なお一層、よりよい制度となるよう検討していきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

**西川議長** 白石君。

**白石議員** 河合部長の方からご答弁をいただきました。

まず、一般競争入札の拡大の問題であります。

答弁では、これまで工事請負費、1億円以上のものについて一般競争入札を実施をしてきた。さらに、業務委託についても一部、導入をしてきたと、こういう実績をご紹介をいただきました。

私は、平成22年度の競争入札、工事請負契約の締結において、一般競争入札と指名競争入札でどのような違いがあるか。若干、述べておきたい、このように思います。

平成22年度の一般競争入札については、建築で2件、行われました。1件が、落札率が68.45%。総合評価方式、一般競争入札では、65.45%でありました。その平均落札率は66.07%であります。

一方、指名競争入札の結果はどうであったかといいますと、土木工事でこれ22件、200万円以上ですが、22件ございました。この平均落札率は94.88%であります。さらに、舗装工事においては8件、その平均落札率は92.2%であります。

平成21年度の実績を見ましても、一般競争入札では68.14%、指名競争入札では94.17%あります。平成18年に初めて一般競争入札が採用されたわけでありましてけれども、その結果を見てみても明らかなんです。

平成18年度に公共下水道工事を3件、一般競争入札を実施いたしました。その結果、87.87%、86.2%、87.5%、こういう結果であります。

一方、平成18年の建築における指名競争入札でも95.53%、土木その他舗装を入れた指名競争入札では、93%と大きく90%を上回っている。これからすれば、一般競争入札の優位性は明らかであります。

先ほど、部長はほかの質問の中で、受注の偏りの中で述べられたのでしょうか。1億円の金額を引き下げていく、そういうことも検討しているというふうに言われました。

これだけその競争性が高まり、落札率が、それこそ低価格競争と言えそうな状況になってくるといふことであるならば、私はこの1億円以上のこの枠を、やはり随時、引き下げて、一般競争入札、総合評価方式、一般競争入札をやはり断行していくべきではないのかというふうに思います。

この点、改めて求めておきたい、このように思います。

次に、談合の防止についてであります。

部長の答弁では、従来の業者を集めての現場説明会を実施をしたり、設計図書や仕様書の閲覧、仕様書の購入という方法を、22年度からは設計図書や仕様書の内容をデータ化してCDを作成し、各業者にそのCDを貸与する方法によって、業者同士が顔を合わせる機会を極力排除する、これをもって談合を防止するとこのように言われました。

しかし、ご承知のように、この指名競争入札については、確かにそのようなことは一定の効果はあるかもわかりません。しかし、大体、市内業者が指名競争入札に参加をする、そういう状況ですので、市内業者は建設業協会に参加をし、皆さん、企業の状況も代表取締役の顔も皆さんよくご存じで、このCDを貸与することによって顔を合わせる機会をなくしていく、こういうことだけでは、到底、談合を防止するということはできません。

このCDを貸与するという場合は、市外業者等、参入をさせる。あるいは、不特定の業者を参入させる一般競争入札を対象にした考えではないのかというふうに思うんですが、この点は部長に確認をしておきたい、このように思います。

**西川議長** 総務部長。

**河合総務部長** まず、一般競争入札につきましての、要は額の引き下げという、いわゆる一般競争入札の拡大ということでございます。

これにつきましては、一応、ご指摘のように一般競争入札につきましては、これが地方自治法の中で規定されておる原則ということになっておるところでございます。その中で、指名競争入札を行いながら、公共工事の入札を現在、執行いたしておるところでございます。

先ほどからも申し上げておりますように、今年度、23年度でございますけれども、1社2業種の選択によりまして登録を試行的に行ってきたわけでございます、市内業者の育成という観点から競争性が図られるものという見通しを立てて行っているところでございます。

昨今の公共工事の発注が減少している中で、企業におきましても大変、厳しい状況であるわけでございます。さしずめ、地元業者に対する受注機会をふやして、いわゆる地元業者の育成を行っていきたいと考えておるところでございます。

現在の総合評価方式、一般競争入札につきましては1億円以上となっておるところでございますけれども、先ほどからお話を申し上げておりますように、一般競争入札の引き下げについては今後の検討課題とさせていただきたいと思うところでございます。

それから、市外業者を入れてはどうかということの件でございますけれども、市外業者につきましては、指名を広げてやった場合でございますけれども、確かに競争性は図られるものとするわけでございますけれども、本市にいわゆる実績のない業者が参加するというこの中で、その工事の施工については大変不安な要素が含んでおるわけでございます。

この点も含めまして、いわゆる今年度の入札制度の改革の中で見直しを図らせていただきたいというように考えておるところでございます。

以上でございます。

**西川議長** 白石君。

**白石議員** これは改めて、この談合の防止について、イコール指名競争入札の改善、あるいは一般競争入札の拡大ということで、実際に、この平成22年度の実績を見ながらどういう状況にあるか、この説明をしたいと思っております。

平成20年度の入札結果をランクごとに見てみますと、A1ランクの受注は7件で、落札の平均は94.74%。最低が93.89%なんです。そして、最高が95%。その落札率の差は、わずか1.11%なんです。そこへ大体皆さん、落札率が張りついている、こういうことです。Aラン

クの受注は2件で、落札率の平均は94.85%。2件のうち1件が、94.73%。もう1件が、95%でその差は、A1ランクよりもさらに小さくて、0.27%なんです。

さらに、Bランクの受注、これも2件ですが、落札率の平均が96.81%。その1件が96.67%もう1件が96.97%。この差も0.3%なんです。

Eランクは4件あります。落札率の平均は94.02%。最低が94.17%。最高が94.93%で、その差は0.76%です。

この4ランクの落札率を調べ、今、お示しをいたしました、いずれも信じがたい落札率でそろえられているということでもあります。これは、普通、談合がなければ不可能な数字と言わなければなりません、この点、今のご紹介した数字をお聞きになって、どのようにお考えかお聞かせいただきたいと思います。

**西川議長** 総務部長。

**河合総務部長** ただいまのいわゆる談合という、そういう懸念があるのではないかなということ、高どまりをしているというようなことでございます。

平成22年度につきましては、入札の執行は適正な、適法の中で行われたものと考えておるところでございます。

いわゆる落札率の高どまりにつきましては、公共工事が大変減少いたしておるところでございます、各業者につきましては、それぞれのランクを維持するというこのために、一定の技術者等の確保を行う中で、それに係る人件費等が大変かかるわけでございまして、その状況の中での大変厳しい状況になっておるところでございます。それにかかわってでも、いわゆる落札をしたいということで応札されたものであろうという結果と考えておるところでございます。

そういうことの中で、今年度の23年度の入札の改革の中でも、それはまた議論の中でよく検討をしていきたいというように考えているところでございます。

以上でございます。

**西川議長** 白石君。

**白石議員** 部長の答弁は、業者が経済状況が大変厳しい、公共工事が削減をされる、そんな中で、ランクを維持するのが本当に大変な状況だということ、いわば公共工事に対する法が求める競争性や透明性や公平性、こういう確保よりも、やはりその業者が現状を維持するのにきゅうきゅうとしていると、そのことを是認をしているというふうに私は受けとめざるを得ない、このように思います。

私は、これらは本当に企業努力がされているのかと。公共事業というものが、市民の税金によって行われているという点が、本当に自覚されているのか。事業者として地域社会に対する責任、貢献についてどう考えているのかという点も、懸念せざるを得ないわけでありませぬ。

さらにお伺いしておきたいんですが、そのように業者はきゅうきゅうとしている厳しい状況の中で、公共事業について指名され、入札に参加し、その受注をしている。

しかし、そんな中で、Dランクの忍海建設、窪田建設、杉田工務店、当麻建設、ヨシキ建

設の5社は、22年度においては、Eランクと同じく、同じ事業で4つの工事入札にそれぞれ指名をされています。ところが、4件ともEランクの、Eランク、2つしかないんですが、東建築ですか、井森組が2件ずつを落札をしている。Dランクは全く、5社あるんですが落札者なし、こういうことなんです。

なかなか部長の、先ほど言われた説明も、これからするとそんなに困っているわけでもないんじゃないかというふうにも思うわけですが、これは、どういうことでしょうか。Dランクの5社が落札なし、いわゆる全滅、これは偶然であるのか。この点、どのようにお考えか、どのように認識すればいいのか、お伺いしておきたいと思います。

**西川議長** 総務部長。

**河合総務部長** ただいまのご質問の件でございます。

結果的には適正な入札執行、公共工事にかかわる関係につきましても工事の応札ということで、その執行によりまして指名業者が、当然ながら、適正な積算を持って応札をしたものの結果であろうというように考えているところでございます。

以上でございます。

**西川議長** 白石君。

**白石議員** 部長は、いずれにしても適正に執行されたその結果であると、こういう答弁であります。

先ほど来、A1、A、B、Eランク、紹介しました。さらに、Cランク、Dランクもあります。それら、いずれも90%を超える落札率になっています。90%を超える落札率は、極めて談合の疑いが高い、このように判断すべきである、このように弁護士連合会等が申されています。

まさに談合は、ぬれ手にアワ、ここにあります。努力しなくても順番に、確実に仕事もらえる。これは市民、納税者である我々にとって、これはもう我慢ならない話じゃないんでしょうか。

この談合は、これは刑法にも違反をしますし、独禁法にも違反をします。独禁法では、不当な取引制限ということで、92年までは懲役3年以下、500万円以下の罰金でしたが、それが92年に改正をされて、1億円以下の罰金、このように厳しい刑が科せられる、こういうことになっているんです。それは言うまでもなく、この間、談合が社会的な大きな問題になり、また、国、地方自治体の経済に大きな損失を与えているということで、国民、市民の大きな批判にさらされているところであります。

私は、こういう談合問題を解決をし、業者が本当に地元の地域社会の中で責任や役割への自覚を高めてもらう。また、市民が地元の中小業者の役割を見直して、ともに支え合う地域社会をつくっていく、入札に真摯に参加することによって、地域社会をつくっていく、市民とともにつくっていく、そういう機運が生まれたら、私は本当にすばらしいことだというふうに思います。

このような入札結果の状況は、本当に残念と言わざるを得ないわけであります。

次に、受注の偏りについてお伺いをいたします。

答弁では、平成23年度の制度改革の中で、1社2業種の希望業種を募り、入札参加の機会

をふやすことで、業者間の競争性を高め、業者間の偏りを防ぐ効果、こういうものが1社2業種の採用によって効果が期待できると、このように言っております。私もこの点については評価できるものだというふうに思います。

しかし、現実にはどうなっているか。このことによって改善するか。よくわかりません。現実の問題としてご紹介をしておきたいと思います。

舗装工事が500万円以上、3件あります。この3件、いずれも東室や西室、北花内、梅室、いわゆる旧新庄地域ということで、以前にも指摘をしてきましたが改善されないで、このまま来ている、いわゆる一伸建設が3件とも落札をしている。これを偏りと言わなくてどのように表現をすればよいのでしょうか。舗装B、これは5件あります。ここは、福寿、あるいは小野建設が受注をしています。しかし、これはいわゆる旧當麻地域について受注をしていて、旧新庄地域ではこれまた、一伸商事が北花内、あるいは役場、御陵線について、2件を落札をしている。これは当然、受注の偏り、談合なくしてできないことではないのでしょうか。

答弁を求めます。

**西川議長** 総務部長。

**河合総務部長** 受注の偏りということでございますけれども、先ほどからも申し上げておりますように、公共工事の発注にかかわりましては、舗装工事の関係についてでございますけれども、この件につきましても当然ながら、適正な入札執行であったというように思っておるところでございます。その点を、今年度につきましましてはそれ以上に、1社2業種というような形の中で、業者の数を、入札参加者をふやす機会を設けまして、その中で競争性を高めるという形を23年度は採っておるところでございます。結果的なことにつきましましては、適正な価格の中で入札執行されたということであろうというように考えておるところでございます。

以上でございます。

**西川議長** 白石君。

**白石議員** 部長から、適正な入札の執行であったということであります。

他の市町のことを触れるのはいかがなものと思っておりますけれども、この1社2業種の希望業種を募るということでもありますけれども、生駒市では市内に本店を置く業者については、1社3業種、市外の業者、あるいは市内に支店を置く業者については、1社2業種を募っている、ということでもあります。

これはなぜ、こういうことをやられているかという、これは当然、入札に参加する、参加できる業者をふやしていくということの1つ、試み、競争性を高めていくということの試みなんです。

葛城市の実態を見てみますと、どうなっているかというと、A1ランクが4社あります。Aランクが2社、Bランクが3社、Cランクが9社、Dランクが5社、Eランクが2社です。6ランクあって、あわせて25業者がこの業者選定委員会に指名をされている。圧倒的に業者数が少ない。そういう意味で、1業者2業種、3業種というのは、これはそれなりに理に合っているけれども、圧倒的にやはりそれでも数が少ない。それこそ、A1とA2を一緒に入

札をしないと格好がつかない。AとBランクを一緒にしないと、これは指名競争入札として格好がつかない、こういう状況にあります。

そういう点で、私はこの指名競争入札に参加する業者をふやすという意味で、1つは、市内業者を採用、選定をする、こういうこと。1社2業種、3業種という形で改善していく。さらには、このランクを今6ランクですが、やはり3ランク前後にしていく必要があるのではないかというふうに思います。

さらには、指名されている業者以外に、これは建築や土木等をなりわいにしている業者があります。そういう業者は、これまで実際に指名された経緯がなかなか出てこない。指名願を出しているけれども指名されたことがないという、そういう業者もあると思います。やっぱり地元業者の育成という視点からも、やはり指名をし、業者をふやしていくということが必要ではないのかというふうに思います。

次に、過度な低価格競争の防止についてであります。

部長の答弁で、本年度の工事より試行的に最低制限価格を設定をいたしました。これにより、当該工事の品質の確保が図られ、過度な低価格競争の防止対策として有効な手段だと考えておりますということであります。

確かに、過度な低価格競争の防止については、これは懸案の事項であります。今回、試行的に最低制限価格を設定したということでもありますけれども、この問題は2番目の入札契約事務等の改善の課題について、この中の質問で議論をしていきたいと、このように思います。

それから、これは質問というわけではありませんけれども、平成22年度の入札結果によって、どれほどの経費が削減されたかといいますと、土木、舗装、建築等、合計をしてみますと、平成22年度の予定価格の総額が10億72万円。落札金額の総額が8億834万2,000円です。その削減効果は1億9,237万8,000円。これ、平均の削減率でいいますと80.78%。前年度の21年が81.65%。20年が84.46%ということであります。これはやはりこの間、入札契約事務の改善並びに大きな役割を果たしているのが一般競争入札を採用して実施してきた、この成果だということなんです。このことに、やはり確信を持っていただいて、この入札契約事務について、さらに取り組んでいただきたい、このように思います。

ご紹介をしておきたい、このように思います。この項の最後に注文をしておきたい、このように思います。

入札妨害、あるいは官製談合、いずれもこれは談合ですけれども、こういうことがやはり、防止できないというのはどういうところに原因があるのかということ、私は見る必要がある。指名競争させる段階でまず当事者、いわゆる市当局が安く施工させるという姿勢に欠ける、そういう問題があるんじゃないか。

一般競争入札で技術力を評価できない、あるいは工事の内容や品質保持を行う能力に欠けているというふうに考えられます。そういう点で、私は発注者、市当局は市民に責任を負う、市民の税金を使って公共事業を行う、そういう自覚を持っていただいて、入札契約事務の執行に当たって、当事者能力を、技術力を高めていく必要があるし、そういう人材を育成しておく必要がある、このことを最後に述べて、次の質問に移りたい、このように思います。

次に、入札契約事務等の改善の課題についてお伺いをいたします。

先の質問の中で、過度な低価格競争の有効な防止対策として、平成23年度から試行的に最低制限価格を設定されたとの答弁がありました。

ここで、入札契約事務等の改善の課題として、最低制限価格の設定とその公表について伺ってまいりたい、このように思います。

昨年6月の定例会の一般質問におきまして、中学校の地震補強、大規模改造工事の工事請負契約における落札率が65.45%でありました。

過去には、下水道工事で64.59という、これは過去最低だったと思うんですけども、このような過度な低価格入札によって、品質の保証や安全性が確保できるか。下請の経営や労働者の賃金は補償できるかなどを議論をし、最低制限価格の設定について所見を求めました。

副市長は、今後もこの状況が続くということになりましたら、しばらく入札のこれからの動向を見ながら、最低制限価格を導入できるようにしていきたいと考えておりますと答弁されました、そのときは、その動向を踏まえ、どのような理由で23年度から最低制限価格の設定、さらにはその公表にまで至ったか、説明を求めたいと思います。

**西川議長** 副市長。

**杉岡副市長** 今、白石議員から2件の過度な価格競争におきます請負率、約7割を切ってしまうというふうな声をいただいたわけでございます。このことに関しまして、議会でもいろいろと議論をいただきました中で、業者選定委員会、22年度におきます制度改革の中で十分、関係者によりまして検討させていただきました結果、最低制限価格を導入すべきだというふうなことで、結論が得たわけでありまして。

また、最低制限価格の公表につきましては、予定価格につきましてもそれぞれ、いろんな経緯から、その秘密性を確保する意味で、長年培ったもとの実施してきたわけでございますが、もういろいろとその予定価格に関しましての公表ということも、時代の変遷の中で決定されてきて、現在も実施されております。それに倣いまして、最低制限価格につきましても公表すべきだというふうな結論に達したということでございます。

以上です。

**西川議長** 白石君。

**白石議員** 関係者の中で検討されてきたということで、平成23年度から決断をして実施をされた。最低制限価格の設定も、公表も、時代の変遷の中で定着してきていると、そういう評価の中で公表が実施をされてきたということでありまして。

平成23年度に最低制限価格を設けて、公表して実施された工事請負契約を見ますと、建築で3件ございます。いずれも一般競争入札、あるいは総合評価方式一般競争入札が採用されて、84.60%から84.99%という形の落札率になっています。大体、こういうことです。

ところが、この一般競争入札の中で、最低制限価格を設けているわけでありましてけれども、その最低制限価格に全てぴたっとこの入札に参加した業者が、この札を入れているというわけでありまして。これ、最低制限価格が、磐城小学校北中棟地震補強大規模改造工事では、最低制限価格が1億7,042万1,000円、落札率が84.6%ですが、入札に参加した業者すべて、こ



の金額にあわせてきている。あとはどうして決めるんだ。これは規定によりくじによって決めるんです。運ですね。これでは本当に、法が求める競争性を確保できるのかということが懸念されますし、総合評価方式の場合も、これは技術点等が同点であれば、やはりくじで決めざるを得ない、こういうことなんです。これは、もう既に最低制限価格を公表している自治体では、既成の事実になっている。

これでいいのかというのがあるんです。

さらに舗装の場合はどうなっているのか。これ、舗装も、最低制限価格を入れているんです。大体、その最低制限価格の落札、最低制限価格の予定価格に対する比率は82.45%から83.78%。これは若干、建築よりも低くなってきているわけです。

なぜかわからないけれども、舗装の6件については全て、この最低制限価格で入れた入札業者が複数あって、6件ともくじによって決定する、こういう状況なんです。大体13件あるこの入札の中で8件がくじ引きによって決まっている。最低制限価格に入れて同じになっているんです。実に61%がくじ引きによって決まってきたわけなんです。

これは、やはり地方自治法の234条第2項、これはまさに競争性を原則とした一般競争入札を原則としている、こういう規定であります。全く、そういう規定が機能されなくなってきている。そして、いわゆる低価格競争が激しくて、どんどん競争して下がってきて心配やというてたら、これ、60%台で落札。これまでの実績からしたら20%前後違うんです。1億円だったら2,000万違う。これはやはり、部長の答弁では試行的にということでもありますけれども、今後、このままいくのかどうか。どういう点の改善をしようと考えているか、説明を求めたいと思います。

**西川議長** 副市長。

**杉岡副市長** 入札制度に完璧はないというふうに自覚しております。しかしながら、その時代、その時代に合いました改革を常に、より公平で低価格な入札を実施していただくためには、やはりどのようにやっていくかというのは常に頭の中にございます。

先ほど部長が答弁いたしましたように、過度な低価格競争や、また良質な本来の公共事業のあり方を模索する上で、最低制限価格の実施に踏み切ったわけでございます。

したがって、ある意味では受注の偏り、また、一方では指名競争入札で最低制限価格を決めなかったときの、先ほど、白石議員が披瀝いただきました請負率よりも下がっておるというのも現実でございます。

しかし、多額な工事費、いわゆる建築工事費につきましては、かえって最低制限価格を設けることによりまして、大切な税金自身が良質な工事の確保という意味の中におきまして、今までよりも高どまりになっておるといのも事実でございます。

その辺十分、今年度の改革をやりました成果自身を検証しながら、推移を見まして今後の改革に役立てたいとこのように考えております。

以上でございます。

**西川議長** 白石君。

**白石議員** 具体的な中身での答弁というのはなかなか、試行的に実施をされている、そういう状況の

中で難しいと思いますけれども、やはり、この間、入札制度の改革に取り組んできて今日に至っている。20数年前は、それこそ不落随契、予定価格に達しなくて、予定価格に一番近い業者と随意契約をしたんです。そういうところから、本当にこの指名業者をふやす、あるいは予定価格を公表する、さらにこの入札結果を事後公表する等々、改善を加えてきた。もちろん、一般競争入札の拡大も当然ですけども、そんな中で今日、紹介しました平成21年度、平成22年度の成果になってきているわけです。

私は、最低制限価格の決定の問題も含めて、公表の問題も含めて、やっぱり大きな問題がある。まだまだ検討し、市として主体的に対応していく必要がある、このように思うんです。

これは、これまでの成果を本当に後戻りさせるような、そういうものだと私は思います。最低制限価格を設定することについては、私は異議はない。しかし、その額をどこに設定するんだと。建築、建築の中身、土木、土木の中身、それぞれによってやはり最低制限価格は当然、違って当たり前だと思うんです。

ところが先ほど紹介したように、本当にそんなに差がないわけです。建築、舗装、差がない。どうなっているんだとこういうことなんです。その点をやはりきちっと精査をしていかなきゃならない、このように思います。

そして、1つ、これも生駒市が取り組んでいることですけども、この最低制限価格に張りついてくるといのは、これは既に生駒市なんかでも経験を積んできているわけです。そんな中で何を考えたかという、変動型の最低制限価格とか、やっぱりいろいろ工夫しているんです。だから、これは先進があるでしょうから、ぜひそういう工夫をする必要がある。

そして、何よりも私は、低価格の過当な競争というのは、これは避けるべきだと思う。しかし、企業が競争し、企業の実力の範囲で低い価格で入れてくるといことについては、やはり何も問題がないというように思うんです。

それよりも何が問題かという、やはり、この工事の正当性というか、あるいは管理監督、こういう点で品質の保証や安全や工期の保証、こういうことをきちっとやっぱりやり遂げることのできる技術者、監督者をちゃんと整える必要がある。当事者能力を、発注者としての能力、責任を果たしていく必要がある。それができないから、やはりそういう予定価格の公表、最低制限価格の設定となるんです。これは確かに談合防止に役立つ。しかし、これは官製談合を阻止するための手段であって、やはり競争性を高める、透明性を高めると、そういうものではないと。しっかりと競争した結果、公共物が完成するまで、きちっと監督し、その状況を把握できる、そういう当事者能力を持たない限り、私はこの問題は解決をしない、このように思います。

以上で、私の一般質問を終わります。

**西川議長** これで、白石栄一君の発言を終結いたします。

これで、一般質問を全て終了いたしました。

本日の日程、全て終了いたしました。

次の本会議は9月28日午前10時から再開をいたしますので、9時30分にご参集を願います。

なお、あす13日から22日までの間、各常任委員会及び決算特別委員会がそれぞれ開催され

ますので、委員各位におかれましては審査をよろしくお願いを申し上げます。

皆さん方には早朝より慎重にご審議賜りましたこと、厚く御礼を申し上げます。

本日はこれにて散会をいたします。

散 会 午後4時09分